

第5回 地方独立行政法人たつの市民病院機構評価委員会
一次 第一

日 時 令和5年11月28日(火)
午後3時から
場 所 たつの市役所新館3階
301・302会議室

1 開 会

2 協議・報告事項

(1) 第2期中期計画(案)について

(2) 役員報酬等支給基準の変更について

(3) 令和5年度上半期の経営状況について

3 その他

・今後のスケジュール

4 閉 会

第5回 地方独立行政法人

たつの市民病院機構評価委員会資料

議題(1) 第2期中期計画(案)について (P1～18)

2 策定方針

(1) 中期計画の骨子

中期目標に基づき、地方独立行政法人法で規定する事項及び設立団体の規則で定めるところにより、中期計画の骨子は次のとおりとする。

中期計画の骨子		記載内容	根拠
前文		中期計画の作成方針 重要項目 等	中期目標：前文
第1	中期計画の期間	中期計画の期間（4年）	中期目標：§ 1
第2	住民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき 措置	中期目標に定められている 項目を達成するための具体的 な取組・数値計画	中期目標：§ 2
第3	業務運営の改善及び効率化に関 する目標を達成するためとるべき 措置		中期目標：§ 3
第4	財務内容の改善に関する目標を 達成するためとるべき措置		中期目標：§ 4
第5	その他業務運営に関する目標を 達成するためとるべき措置		中期目標：§ 5
第6	予算（人件費の見積りを含む。）、 収支計画及び資金計画	中期計画期間の予算・収支 計画・資金計画	地独法：§ 26-2-3
第7	短期借入金の限度額	短期借入金の限度額の設定 値	地独法：§ 26-2-4
第8	出資等に係る不要財産の処分に関 する計画	不要財産の処分計画	地独法：§ 26-2-4- 2
第9	第8の財産以外の重要な財産を 譲渡し、又は担保に供する計画	財産の剰余・担保の計画	地独法：§ 26-2-5
第10	剰余金の使途	剰余金が発生した時の使途 方法	地独法：§ 26-2-6
第11	料金に関する事項	病院の診療費用及び使用料	地独法：§ 83-2
第12	業務運営等に関する規則で定め る事項	・施設及び設備に関する計画 ・中期目標期間を超える債務負担 ・積立金の処分に関する計画 ・その他必要とする事項	地独法：§ 26-2-7

(2) 作成のポイント

- 中期目標との整合性
- 数値目標（指標）の設定方針

中期計画には主な数値目標を設定することとし、適切な数値目標の設定が困難な項目については、中期計画に基づきその事業年度の業務運営に関する計画（＝年度計画）において、当該年度毎に数値目標を設定し、又は、変更しながら進捗管理する。

- 公立病院経営強化プランへの対応

地方独立行政法人たつの市民病院機構第2期中期計画（案）

前文

地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は、法人の定款で定められた目的を果たすため、たつの市長から指示された中期目標を達成するための具体的な計画として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、ここに中期計画を定める。

令和2年4月からスタートした1期目については、市民病院機構の礎となる体制を築くとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という医療環境が大きく変遷していき、職員一丸となって地域の最前線である公的医療機関としての使命を果たしてきた。

2期目となる本中期計画では、ポストコロナにおいて新たな医療提供体制が求められるとともに、病院経営についても、コロナ公費負担が見直しになるなど厳しい医療環境が見込まれる。引き続き「こころある医療」を通して地域に貢献する理念の下、市民病院機構のあるべき姿や使命を果たすべく、社会情勢に適合しながら、地域住民や患者への医療サービスの更なる向上と、安定した経営を目指すものである。

第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び龍野健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。

5疾病への対策では、回復期病床を中心とした市民病院機構の特徴を踏まえ、疾病ごとの積極的な医療提供に取り組む。

がん治療については、がん拠点病院や基幹病院等での治療後のフォローを行う。

脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患については、高度・専門的な医療機関で急性期治療を終えた患者の回復期リハビリテーションを積極的に受け入れ、在宅復帰への支援を行う。

糖尿病については、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図るとともに、糖尿病を得意とする医師の確保に努め、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組む。

精神疾患については、うつ病・認知症・発達障害・依存症等の患者や高齢化に伴う身体合併症を有する精神障害者の対応が必要な場合は精神科病院や受入可能な医療機関と連携を図る。

播磨姫路圏域の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、必要な病床を確保し地域医療構想との整合を図る。

【数値目標】

項目	令和4年度実績	令和9年度目標値
高度急性期病床 (床)	4	4
急性期病床 (床)	36	36
回復期リハビリ病床 (床)	40	40
地域包括ケア病床 (床)	40	40

(2) 救急医療の安定化

救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、24時間365日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。

救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継ぎ体制を充実させ、受入れ体制の強化を図る。

【数値目標】

項目	令和4年度実績	令和9年度目標値
地域救急貢献率 (%)	2.12	2.35

(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院－在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携について地域連携室を中心に取り組むことで、入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。

回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。

在宅医療については、在宅療養支援病院として、地域における中心的な役割を担うとともに、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。

また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。

訪問看護ステーションについては、24時間対応の実施やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させる

とともに、病院事業との連携による看取りも含めた切れ目のない医療サービスの提供の一翼を担う。

【数値目標】

項目	令和4年度実績	令和9年度目標値
年間紹介率 (%)	43.9	45.0
年間逆紹介率 (%)	17.4	35.0

(4) へき地医療の提供

へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。

(5) 新興感染症対応と予防医療の充実

新興感染症対応への平時からの取組については、公的医療機関としての役割を担うため、感染拡大時に備えた会議を実施し、近隣病院との情報提供に努める。また、発熱外来用のプレハブ等感染拡大時に活用しやすい施設の整備や維持管理を行うとともに、感染防護具、衛生資材、検査薬等、院内の備蓄体制を整える。

新興感染症の感染拡大時については、感染対策室が院内の感染症対策拠点となり、たつの市、龍野健康福祉事務所、医師会など、地域の関係機関との情報共有に努め、相互応援体制の構築を図る。

また、インフルエンザやコロナワクチン等の予防接種に積極的に対応するとともに、海外渡航時の感染症対策等の啓発を図る。

市民総合健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、受診者のニーズを踏まえ質の向上を図る。

(6) 災害時の対応

西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルを勘案し、医薬品の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、地域医療情報センターからの求めに応じて対応する。

災害時に備えたBCP（事業継続計画）を整備し、災害訓練の積極的な実施等を行い、災害時の医療体制の強化を図る。

(7) 播磨姫路圏域における連携強化

たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体とそれぞれの団体が主催する会合等を通じて、更なる連携強化を図る。

播磨姫路圏域で中核的医療を担う基幹病院とは、回復期機能・初期救急等の役割を明確にした上で、連携体制を構築する。また、圏域内の医療機関とは圏域会議、研修会等を通じて、連携強化及び充実を図る。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。

2 地域住民や患者が安心できる医療の提供

(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全については、医療安全推進部会を中心に、インシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施する。また、各種委員会・部会・カンファレンス等と連携し情報発信することで、迅速な対応と職員の医療安全管理の意識向上を図る。

医療サービスの質の向上については、市民病院機構における様々な医療の質や機能をクオリティインディケータの手法を用いて測定及び公表を行うとともに、医療サービスの改善を図る。

また、医療の質の向上を図るため、第三者機関による中立的・科学的な評価となる病院機能評価の受審、認定に向け取り組む。

入院医療については、クリティカルパスの充実を図ることで、医療の標準化に取り組み、患者・家族に対して治療内容を明確に理解してもらうことで、医療サービスの質の向上を図る。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
医療の質の測定・公表回数(回)	1	1

(2) 患者満足度の向上

患者満足度調査(患者アンケート)をサービス向上委員会を中心に定期的を実施し、患者のニーズや課題の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備等の患者の要望に対し、患者本位の業務改善や対策を図る。

苦情や要望については、院内にご意見箱を設置し、医療安全対策室を中心に担当部署や職員と情報共有し、迅速な改善や対応に努める。

また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
入院患者満足度 (%)	91.2	92.0
外来患者満足度 (%)	94.0	90.0

(3) 職員の接遇向上

接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。

接遇に係る患者満足度調査(患者アンケート)の結果や苦情の内容について、職員への周知を徹底し、職員の日々の接遇に対する意識付けを図る。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
入院患者接遇満足度 (%)	87.9	90.0
外来患者接遇満足度 (%)	100.0	90.0

(4) 市民への情報発信

ホームページの定期的な更新や紹介動画等のICTを活用することで、積極的な情報発信に努める。また、病院内外に向けて院内掲示の充実、院内広報誌の作成、市広報やマスコミへの情報提供等、情報発信の充実を図る。市民公開講座及び出前講座を開催し、健康増進の啓発を図る。

3 医療の従事者の確保と育成

(1) 医療従事者の確保

安定的に医療を提供するため、大学への医師派遣の依頼、人材紹介会社の活用、ホームページによる採用情報の発信等、医師の確保を図る。

また、ホームページの採用ページの充実、実習生の積極的な受入、看護学校等への訪問、ナースバンクへの登録、インターンシップや見学会、体験事業の受入、就職説明会への参加等、市民病院機構を広くPRし、看護師やその他医療職の確保を図る。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
医師数 (人)	8	10
看護師数 (人)	82	82
その他医療職 (人)	47	47

(2) 医療従事者の育成

地域を支える医療を実現できる人材を育成するため、職種やキャリアに応じた育成プランを構築し、医療従事者一人ひとりの成長に合わせたステップアップを支援する。

医療従事者の育成に必要な研修については、管理職によるマネジメントを徹底し、計画的に実施するとともに、eラーニングや電子書籍等のICTを活用し職員の自主性を促す研修体制を充実させることで、組織全体として研修の受講を積極的に推進する組織風土を根付かせ、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援する。

病院運営において有益な専門資格や認定の取得については、取得における職場でのサポートや資格手当の充実等による支援体制を整備する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織ガバナンスの確立

(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保

理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、理事会の適切な運営に努めるとともに、意思決定を確実に遂行するため、経営幹部会、連絡会について適切に運営する。

また、病院の経営戦略に即した効率的で柔軟な組織改編や人員配置を実施する。専門職員については、病院経営特有の専門知識を持った優秀な人材を確保する。

(2) 目標管理のモニタリングと評価

経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となってバランススコアカード等を活用し目標を管理する。また、内部統制担当役員を中心に、計画的にマネジメントレビューを実施し、経営情報や業務方法の課題等について分析・検討を行う。

人事評価に伴う目標管理制度による目標の達成度評価を行い、各部門や職員にフィードバックするとともに、PDCAサイクルを回してさらなる改善を図る。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
マネジメントレビュー実施回数(回)	2	2

(3) コンプライアンスの徹底

職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規程の遵守を徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や職員間での最新情報の共有を図る。

ハラスメント対策については、ハラスメントを未然に防ぐため研修や相談体制の充実を図る。

(4) リスクマネジメント体制の充実

リスクマネジメント体制については、リスク管理委員会においてリスク管理を適正に行う。

個人情報保護については、改正個人情報保護法に対応するとともに、職員への周知徹底を図り適切な対応に努める。

(5) デジタル化の推進

電子カルテシステムや部門システム等を活用し、業務の負担軽減や効率化を図る。マイナンバーカードの健康保険証利用については、引き続き利用促進を図る。

情報セキュリティの安全管理のため職員や担当者向けの講習会や研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの向上を図る。

また、病院を対象とした「ランサムウェア」等のサイバー攻撃に対応したバックアップシステムの構築や損害賠償保険の加入等を行い、情報セキュリティ対策を強化する。

2 職員の士気の向上

(1) 職員の意識改革

市民病院機構の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員は基より、全職員とも共有を図り、職員一丸となって前向きな姿勢で職務に取り組んでいく組織風土への醸成を図る。

組織内での伝達体系の強化やICTの活用等によって、市民病院機構全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等の共有を図る。

(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応

職員が業務に専念できる環境を整えるため、職員満足度アンケートを実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。

ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業からの復職を支援する仕組みの検討等、仕事と家庭が両立できる環境を推進していく。

多職種のリエゾンチームによりチーム医療の推進や看護補助者の積極的な活用等によりタスクシェアやタスクシフトを推進し、医療職の負担軽減に取り組む。

医師の働き方改革については、非常勤医師による宿日直体制の整備等常勤医師の時間外労働軽減に取り組む。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
年間有給取得日数 (日)	12.7	12.4

(3) 人事制度・給与体系の構築

人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用を図るとともに、社会情勢に適応し、評価に基づく給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の増加・確保

(1) 病床利用率・診療単価の向上

部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、予測できない医療環境の変化に柔軟に対応しながら他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受け入れることで、新規入院患者数の増加や病床利用率の向上を図る。

診療単価については、診療報酬改定項目の分析を行い、算定可能である項目の体制整備を行うことで、現在の診療単価を確保の上、さらなる診療単価向上を図る。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
1日平均入院患者数(人)	96.5	100.8
1日平均外来患者数(人)	175.7	154.5
新規入院患者数(人)	1,249	1,600
病床利用率(%)	80.4	84.0
入院診療単価(円)	42,483	39,800
外来診療単価(円)	10,313	9,600

(2) 医療環境の変化への対応

診療報酬の改定や法改正については、適切な診療報酬を確保し、安定的な収益向上を図るため、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。

診療報酬の査定減・返戻・請求漏れについては、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、診療報酬に係る査定や返戻の結果と対応策について、診療部と医事部門による定期的な情報共有や検討を実施し、診療報酬請求の精度向上を図る。

未収金については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。

生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。

2 経費削減・抑制

(1) 施設管理の強化

施設の維持修繕については、中期計画期間において計画的に実施することで、施設の長寿命化を図る。

また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し、改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高め、積極的にコスト削減を図る。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
経費比率(%)	12.1	13.8

(2) 医療機器の適正な管理

医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い、機能を維持する。

医療機器の更新については、整備計画に基づき、医療機器購入検討委員会を中心に必要性や費用対効果を勘案した上で、計画的に更新を行う。

(3) 材料費の抑制

医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するSPDによる適正な在庫管理を行う。また、診療材料委員会を中心として診療材料に導入しているSPDの運用方法や診療材料の費用対効果を検討し材料費の抑制を図る。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
材料費比率 (%)	14.1	10.1

(4) 人件費の適正化

市民病院機構職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、人件費の適正化を図るため、限りある人材を最大限に生かし、効率的かつ効果的な人員配置や組織体系の整備を行う。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
医業収益対給与費比率 (%)	68.2	75.4

(5) 効率的な予算執行

予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算配分の適正実施を引き続き確保し、厳格に予算管理を行うとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した効率的な予算執行を行う。

(6) 契約方法の見直し

契約方法については、定期的に精査し、複数年契約等の契約期間や契約内容の見直しを行い、調達コストの削減を図る。

3 経営基盤の強化

(1) 中期目標期間の経営

中期目標の確実な達成とさらなる発展を目指し、理事長を筆頭に役員が中心となって職員全体による経営改革を推進できる体制を確保する。また、地域に根差した中長期的な視点で戦略的な病院経営を行い、中期目標期間における一層の経常収支の黒字に努めるとともに、医業収支比率及び修正医業収支比率の向上を図る。

【数値目標】

	令和4年度実績	令和9年度目標値
経常収支比率 (%)	108.8	102.3
医業収支比率 (%)	97.6	95.8
修正医業収支比率 (%)	95.0	93.1

(2) 運営費負担金

運営費負担金及び運営費交付金については、中期目標に示された不採算医療等を実施するために総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じて必要な金額を計上する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 附帯事業

附帯事業となる訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所及び室津診療所については、それぞれの事業において地域のニーズに応えながら、病院事業との連携を密にして効率的な運営に努める。

第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算(令和6年度～令和9年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	9,061
医業収益	7,795
訪問看護・居宅介護支援事業収益	244
運営費負担金	975
その他営業収益	47
営業外収益	20
運営費負担金	11
その他営業外収益	9
資本収入	376
運営費負担金	188
長期借入金	188
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	9,457
支出	
営業費用	8,488
医業費用	7,935
給与費	5,885
材料費	866
経費	1,158
研究研修費	26
訪問看護・居宅介護支援事業費用	246
給与費	216
材料費	4
経費	26
一般管理費	307
営業外費用	284
資本支出	576
建設改良費	188
償還金	388
その他の支出	0
計	9,348

【人件費の見積】

期間中総額6,363百万円を支出する。なお、当該金額は、市民病院機構の役員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方による。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

2 収支計画（令和6年度～令和9年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	
営業収益	9, 232
医業収益	7, 778
訪問看護・居宅介護支援事業収益	244
運営費負担金収益	942
資産見返補助金等戻入	224
その他営業収益	44
営業外収益	20
臨時利益	0
承継消耗品費	0
支出の部	
営業費用	8, 858
医業費用	8, 313
給与費	5, 881
材料費	787
経費	1, 052
減価償却費	570
研究研修費	23
訪問看護・居宅介護支援事業費用	242
給与費	215
材料費	4
経費	23
一般管理費	303
営業外費用	283
臨時損失	0
物品受贈益	0
その他	0
純利益	111
目的積立金取崩額	-
純利益	111

（注1） 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

3 資金計画（令和6年度～令和9年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	
業務活動による収入	9, 240
診療業務による収入	7, 778
運営費負担金による収入	1, 174
その他の業務活動による収入	288
投資活動による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	197
長期借入れによる収入	188
その他の財務活動による収入	9
前期中期目標の期間よりの繰越金	275
資金支出	
業務活動による支出	8, 567
給与費支出	6, 363
材料費支出	791
その他の業務活動による支出	1, 413
投資活動による支出	171
有形固定資産の取得による支出	171
無形固定資産の取得による支出	0
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	411
長期借入金の返済による支出	297
移行前地方債償還債務の償還による支出	91
その他の財務活動による支出	23
次期中期目標の期間への繰越金	563

（注1）金額は、それぞれ四捨五入によっているもので、合計と一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

（1）限度額 500百万円

（2）想定される短期借入金の発生事由

ア 一時的な資金不足への対応

イ 大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

1 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

老健事業の廃止に伴い、ケアホーム入所棟の解体撤去を行う。

第9 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

1 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

料金は、次に定める額とする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)その他法令等により診療等を受ける者に係る料金

当該法令の定めるところにより算定した額。

(2) 前号以外の額

別に理事長が定める額。

2 減免

理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

(1) 料金を納付する資力がないと認める者

(2) その他理事長において特に必要があると認める者

第12 地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設及び整備に関する計画

(単位:百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
施設、医療機器等整備	188	たつの市長期借入金等

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
移行前地方債償還債務	91	268	359

(2) 長期借入金償還債務

(単位:百万円)

	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還債務	297	101	398

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第5回 地方独立行政法人

たつの市民病院機構評価委員会資料

- I 地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画比較表
(P1～9)
- II 中期目標に対応する中期計画の項目及び指標と
中期計画に基づいた各年度計画における指標について
(P10～20)
- III 中期計画・年度計画数値一覧表
(P21～23)
- IV 予算・収支計画・資金計画参考資料
(P24～28)
- V 地方独立行政法人たつの市民病院機構
年度計画(案)
(P29～44)
- VI 地方独立行政法人たつの市民病院機構
第2期中期目標(案)
(P45～52)
- VII 今後のスケジュールについて
(P53)

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画比較表

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画	地方独立行政法人たつの市民病院機構第2期中期計画
<p>前文</p> <p>地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は、法人の定款で定められた目的を果たすため、たつの市長から指示された中期目標を達成するための具体的な計画として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、ここに中期計画を定める。</p> <p>1期目となる本中期計画では、「こころある医療」を通して地域に貢献する理念の下、全職員が一丸となって地域住民や患者に提供する医療サービスの向上と地方独立行政法人制度のメリットを生かして病院経営の改善を図り、市民病院機構としての基礎を固め、安定的な市民病院機構運営の確立を目指すものである。</p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は、法人の定款で定められた目的を果たすため、たつの市長から指示された中期目標を達成するための具体的な計画として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、ここに中期計画を定める。</p> <p><u>令和2年4月からスタートした1期目については、市民病院機構の礎となる体制を築くとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という医療環境が大きく変遷していく中、職員一丸となって地域の最前線である公的医療機関としての使命を果たしてきた。</u></p> <p><u>2期目となる本中期計画では、ポストコロナにおいて新たな医療提供体制が求められるとともに、病院経営についても、コロナ公費負担が見直しになるなど厳しい医療環境が見込まれる。引き続き「こころある医療」を通して地域に貢献する理念の下、市民病院機構のあるべき姿や使命を果たすべく、社会情勢に適合しながら、地域住民や患者への医療サービスの更なる向上と、安定した経営を目指すものである。</u></p>
<p>第1 中期計画の期間</p> <p>中期計画の期間は、<u>令和2年4月1日から令和6年 3月31日</u>までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間</p> <p>中期計画の期間は、<u>令和6年4月1日から令和10年3月31日</u>までの4年間とする。</p>
<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割</p> <p>(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供</p> <p>地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び龍野健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。</p> <p><u>圏域内の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、将来不足が見込まれている高度急性期病床及び回復期病床の整備を行い、地域医療構想との整合を図る。</u></p>	<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割</p> <p>(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供</p> <p>地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び龍野健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。</p> <p><u>5疾病への対策では、回復期病床を中心とした市民病院機構の特徴を踏まえ、疾病ごとの積極的な医療提供に取り組む。がん治療については、がん拠点病院や基幹病院等での治療後のフォローを行う。脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患につ</u></p>

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
<p>(2) 救急医療の安定化</p> <p>救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、24時間365日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。</p> <p>救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継ぎ体制を充実させ、受入れ体制の強化を図る。</p> <p>(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実</p> <p>地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院－在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携を強化することで、<u>入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。</u></p> <p>回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。</p> <p><u>地域医療構想の重点項目となっている在宅医療については、在宅療養支援病院として、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。</u></p> <p>また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、<u>嚥下外来の整備等安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。</u></p> <p>訪問看護ステーションについては、24時間対応の実施やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、<u>病院本体との連携による看取りも含めた切れ目のない医療</u></p>	<p><u>いては、高度・専門的な医療機関で急性期治療を終えた患者の回復期リハビリテーションを積極的に受け入れ、在宅復帰への支援を行う。糖尿病については、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図るとともに、糖尿病を得意とする医師の確保に努め、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組む。精神疾患については、うつ病・認知症・発達障害・依存症等の患者や高齢化に伴う身体合併症を有する精神障害者の対応が必要な場合は精神科病院や受入可能な医療機関と連携を図る。</u></p> <p><u>播磨姫路圏域の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、必要な病床を確保し地域医療構想との整合を図る。</u></p> <p>(2) 救急医療の安定化</p> <p>救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、24時間365日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。</p> <p>救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継ぎ体制を充実させ、受入れ体制の強化を図る。</p> <p>(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実</p> <p>地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院－在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携<u>について地域連携室を中心に組み込むことで、</u>入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。</p> <p>回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。</p> <p><u>在宅医療については、在宅療養支援病院として、地域における中心的な役割を担うとともに、</u>訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。</p> <p>また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、<u>安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。</u></p> <p>訪問看護ステーションについては、24時間対応の実施やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、<u>病院事業</u>との連携による看取りも含めた切れ目のない医療</p>

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
<p>サービスの提供の一翼を担う。</p> <p>(4) <u>へき地医療の提供</u></p> <p>へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。</p> <p>(5) <u>予防医療の充実</u></p> <p><u>市民総合健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、プロジェクトチームを設置し、現状分析や課題対応を検討することで、受診者のニーズに応じたメニューやサービスの質の向上を図る。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>感染症予防については、基幹定点医療機関として引き続きサーベイランス事業に参加することで、県や市等の関係機関に情報提供を行っていく。また、予防接種協力医療機関として海外渡航時の対応等予防接種の実施及び啓発を図る。</u></p> <p>(6) <u>災害時の対応</u></p> <p>西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルを勘案し、医薬品の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、地域医療情報センターからの求めに応じて対応する。</p> <p><u>災害に備えたマニュアルの整備</u>、災害訓練の積極的な実施を行い、災害時の医療体制の強化を図る。</p> <p>(7) <u>播磨姫路圏域における連携強化</u></p> <p>たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体とそれぞれの団体が主催する会合等を通じて、更なる連携強化を図る。</p> <p><u>播磨姫路圏域における診療圏の近隣病院とは、圏域会議や部門ごとの連絡会、研修会を通じて、顔の見える連携強化と圏域内における市民病院機構の位置づけの認知を図る。</u></p> <p>播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携</p>	<p>サービスの提供の一翼を担う。</p> <p>(4) <u>へき地医療の提供</u></p> <p>へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。</p> <p>(5) <u>新興感染症対応と予防医療の充実</u></p> <p><u>新興感染症対応への平時からの取組については、公的医療機関としての役割を担うため、感染拡大時に備えた会議を実施し、近隣病院との情報提供に努める。また、発熱外来用のプレハブ等感染拡大時に活用しやすい施設の整備や維持管理を行うとともに、感染防護具、衛生資材、検査薬等、院内の備蓄体制を整える。</u></p> <p><u>新興感染症の感染拡大時については、感染対策室が院内の感染症対策拠点となり、たつの市、龍野健康福祉事務所、医師会など、地域の関係機関との情報共有に努め、相互応援体制の構築を図る。</u></p> <p><u>また、インフルエンザやコロナワクチン等の予防接種に積極的に対応するとともに、海外渡航時の感染症対策等の啓発を図る。</u></p> <p><u>市民総合健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、受診者のニーズを踏まえ質の向上を図る。</u></p> <hr/> <hr/> <p>(6) <u>災害時の対応</u></p> <p>西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルを勘案し、医薬品の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、地域医療情報センターからの求めに応じて対応する。</p> <p><u>災害時に備えたBCP（事業継続計画）を整備し</u>、災害訓練の積極的な実施等を行い、災害時の医療体制の強化を図る。</p> <p>(7) <u>播磨姫路圏域における連携強化</u></p> <p>たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体とそれぞれの団体が主催する会合等を通じて、更なる連携強化を図る。</p> <p><u>播磨姫路圏域で中核的医療を担う基幹病院とは、回復期機能・初期救急等の役割を明確にした上で、連携体制を構築する。また、圏域内の医療機関とは圏域会議、研修会等を通じて、連携強化及び充実を図る。</u></p> <p>播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携</p>

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
<p>事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。</p> <p>2 地域住民や患者が安心できる医療の提供</p> <p>(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上</p> <p><u>医療安全については、「(仮称)医療安全推進部会」を中心にインシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、Total Quality Managementの手法を用いて、適宜、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施し、安全安心な医療体制の強化を図る。</u></p> <p><u>院内感染対策については、「(仮称)院内感染対策委員会」を中心に、情報収集や院内の状況把握を行う体制を強化し、迅速かつ的確に対応する。</u></p> <p>医療サービスの質の向上については、市民病院機構における様々な医療の質や機能をクオリティインディケータの手法を用いて測定及び公表を行うとともに、医療サービスの改善を図る。</p> <hr/> <p>また、入院医療については、クリティカルパスを導入して、医師、看護師を始め、医療に関わる職員が患者の治療計画を共有化し、チーム医療に役立てるとともに、医療資源の効率化や医療サービスの質の向上を図る。</p> <p>(2) 患者満足度の向上</p> <p><u>患者満足度調査(患者アンケート)を定期的実施し、患者のニーズや課題の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備等の患者の要望に対し、患者本位の業務改善や対策を図る。</u></p> <hr/> <p>また、患者に対する的確な診断と治療は下より、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解し、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。</p> <p>(3) 職員の接遇向上</p> <p>接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。</p> <p><u>患者満足度調査(患者アンケート)の結果や感謝の言葉、苦情の内容について、職員が情報共有できる体制を構築し、職員の日々の接遇に対する意識付けを徹底する。</u></p> <p>(4) 市民への情報発信</p> <p><u>市民に対し、市民向けの出前講座の実施やホームページ、広報、地域連携だより、院内掲示等を充実させることで、健康増進の啓発を図るとともに、</u></p>	<p>事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。</p> <p>2 地域住民や患者が安心できる医療の提供</p> <p>(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上</p> <p><u>医療安全については、医療安全推進部会を中心に、インシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施する。また、各種委員会・部会・カンファレンス等と連携し情報発信することで、迅速な対応と職員の医療安全管理の意識向上を図る。</u></p> <hr/> <p>医療サービスの質の向上については、市民病院機構における様々な医療の質や機能をクオリティインディケータの手法を用いて測定及び公表を行うとともに、医療サービスの改善を図る。</p> <p><u>また、医療の質の向上を図るため、第三者機関による中立的・科学的な評価となる病院機能評価の受審、認定に向け取り組む。</u></p> <p><u>入院医療については、クリティカルパスの充実を図ることで、医療の標準化に取り組み、患者・家族に対して治療内容を明確に理解してもらうことで、医療サービスの質の向上を図る。</u></p> <p>(2) 患者満足度の向上</p> <p><u>患者満足度調査(患者アンケート)をサービス向上委員会を中心に定期的実施し、患者のニーズや課題の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備等の患者の要望に対し、患者本位の業務改善や対策を図る。</u></p> <p><u>苦情や要望については、院内にご意見箱を設置し、医療安全対策室を中心に担当部署や職員と情報共有し、迅速な改善や対応に努める。</u></p> <p>また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。</p> <p>(3) 職員の接遇向上</p> <p>接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。</p> <p><u>接遇に係る患者満足度調査(患者アンケート)の結果や苦情の内容について、職員への周知を徹底し、職員の日々の接遇に対する意識付けを図る。</u></p> <hr/> <p>(4) 市民への情報発信</p> <p><u>ホームページの定期的な更新や紹介動画等のICTを活用することで、積極的な情報発信に努める。また、病院内外に向けて院内掲示の充実、院内広</u></p>

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
<p>(2) 目標管理のモニタリングと評価</p> <p><u>経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となって目標を管理する。また、内部統制担当役員の下、内部監査組織を構築し、計画的に内部監査を行い、結果をマネジメントレビューで報告する。</u></p> <hr/> <p><u>目標の達成度評価を行い、問題点や対策を各部門や職員にフィードバックするとともに、PDCAサイクルを回してさらなる改善を図る。</u></p> <hr/> <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <p>職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規程の遵守を徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や最新の情報が職員間で共有できる環境を構築する。</p> <hr/> <p>(4) リスクマネジメント体制の整備</p> <p><u>リスクマネジメント体制については、関連規程を整備するとともに、「(仮称)リスク管理委員会」を設置してリスク管理を適正に行う。</u></p> <p><u>個人情報保護及び情報公開については、たつの市個人情報保護条例(平成17年たつの市条例第25号)、たつの市情報公開条例(平成17年たつの市条例第24号)に準拠する。</u></p> <p><u>情報セキュリティについては、市民病院機構の情報資産を保護するため、規程等の整備を行う。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(2) 目標管理のモニタリングと評価</p> <p><u>経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となってバランススコアカード等を活用し目標を管理する。また、内部統制担当役員を中心に、計画的にマネジメントレビューを実施し、経営情報や業務方法の課題等について分析・検討を行う。</u></p> <p><u>人事評価に伴う目標管理制度による目標の達成度評価を行い、各部門や職員にフィードバックするとともに、PDCAサイクルを回してさらなる改善を図る。</u></p> <hr/> <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <p>職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規程の遵守を徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や職員間での最新情報の共有を図る。</p> <p><u>ハラスメント対策については、ハラスメントを未然に防ぐため研修や相談体制の充実を図る。</u></p> <hr/> <p>(4) リスクマネジメント体制の充実</p> <p><u>リスクマネジメント体制については、リスク管理委員会においてリスク管理を適正に行う。</u></p> <p><u>個人情報保護については、改正個人情報保護法に対応するとともに、職員への周知徹底を図り適切な対応に努める。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>2 職員の士気の向上</p> <p>(1) 職員の意識改革</p>	<p>2 職員の士気の向上</p> <p>(1) 職員の意識改革</p>

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
<p>市民病院機構の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員は基より、全職員とも共有を図り、職員一丸となって前向きな姿勢で職務に取り組んでいく組織風土への<u>変革</u>を図る。</p> <p>組織内での伝達体系の強化やICTの活用等によって、市民病院機構全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等を<u>ストレスなく確認</u>できる体制を構築する。</p> <p>(2) <u>働きやすい職場環境の確保</u></p> <p>職員が業務に専念できる環境を整えるため、職員満足度アンケートを定期的に実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。</p> <p>ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業からの復職を支援する仕組みの検討等、仕事と家庭が両立できる環境を推進していく。</p> <hr/> <p>(3) <u>人事制度・給与体系の構築</u></p> <p>人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用を図るとともに、社会情勢に適応し、評価に基づく給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。</p>	<p>市民病院機構の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員は基より、全職員とも共有を図り、職員一丸となって前向きな姿勢で職務に取り組んでいく組織風土への<u>醸成</u>を図る。</p> <p>組織内での伝達体系の強化やICTの活用等によって、市民病院機構全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等を<u>共有を図る</u>。</p> <p>(2) <u>働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応</u></p> <p><u>職員が業務に専念できる環境を整えるため、職員満足度アンケートを実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。</u></p> <p>ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業からの復職を支援する仕組みの検討等、仕事と家庭が両立できる環境を推進していく。</p> <p><u>多職種のリエゾンチームによるチーム医療の推進や看護補助者の積極的な活用等によりタスクシェアやタスクシフトを推進し、医療職の負担軽減に取り組む。</u></p> <p><u>医師の働き方改革については、非常勤医師による宿日直体制の整備等常勤医師の時間外労働軽減に取り組む。</u></p> <p>(3) <u>人事制度・給与体系の構築</u></p> <p>人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用を図るとともに、社会情勢に適応し、評価に基づく給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 収入の増加・確保</p> <p>(1) <u>病床利用率・診療単価の向上</u></p> <p>部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、<u>他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受け入れること</u>で、新規入院患者数の増加や病床利用率の向上を図る。</p> <p>診療単価については、<u>情報収集や加算取得に必要な体制整備を行うこと</u>で、<u>限られた資源の中で、新たな施設基準の取得やランクアップの取組を行い、向上を図る。</u></p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 収入の増加・確保</p> <p>(1) <u>病床利用率・診療単価の向上</u></p> <p>部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、<u>予測できない医療環境の変化に柔軟に対応しながら</u>他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受け入れること、新規入院患者数の増加や病床利用率の向上を図る。</p> <p>診療単価については、<u>診療報酬改定項目の分析を行い、算定可能である項目の体制整備を行うこと</u>で、<u>現在の診療単価を確保の上、さらなる診療単価向上を図る。</u></p>

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
<p>(2) 医療環境の変化への対応</p> <p>診療報酬の改定や法改正については、適切な診療報酬を確保し、安定的な収益向上を図るため、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。</p> <p>診療報酬の査定減・返戻・請求漏れについては、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、<u>診療部と医事部門の連携強化等の対策を実施するとともに、「診療報酬委員会」で情報を共有し、診療報酬請求の精度向上を図る。</u></p> <p>未収金については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。</p> <p>生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。</p> <p>2 経費削減・抑制</p> <p>(1) 施設管理の強化</p> <p>施設の維持修繕については、中期計画期間において計画的に実施することで、施設の長寿命化を図る。</p> <p>また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し、改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高め、積極的にコスト削減を図る。</p> <p>(2) 医療機器の適正な管理</p> <p>医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い、機能を維持する。</p> <p>医療機器の更新については、整備計画に基づき、<u>必要性や費用対効果を勘案した上で、計画的に更新を行う。</u></p> <p>(3) 材料費の抑制</p> <p>医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するSPDによる適正な在庫管理を行う。<u>また、「SPD委員会」を中心として診療材料に導入しているSPDの運用方法や診療材料費の抑制を図る。</u></p> <p>(4) 人件費の適正化</p> <p>市民病院機構職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、人件費の適正化を図るため、限りある人材を最大限に生かし、効率的かつ効果的な人員配置や組織体系の整備を行う。</p>	<p>(2) 医療環境の変化への対応</p> <p>診療報酬の改定や法改正については、適切な診療報酬を確保し、安定的な収益向上を図るため、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。</p> <p>診療報酬の査定減・返戻・請求漏れについては、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、<u>診療報酬に係る査定や返戻の結果と対応策について、診療部と医事部門による定期的な情報共有や検討を実施し、診療報酬請求の精度向上を図る。</u></p> <p>未収金については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。</p> <p>生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。</p> <p>2 経費削減・抑制</p> <p>(1) 施設管理の強化</p> <p>施設の維持修繕については、中期計画期間において計画的に実施することで、施設の長寿命化を図る。</p> <p>また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し、改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高め、積極的にコスト削減を図る。</p> <p>(2) 医療機器の適正な管理</p> <p>医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い、機能を維持する。</p> <p>医療機器の更新については、整備計画に基づき、<u>医療機器購入検討委員会を中心に必要性や費用対効果を勘案した上で、計画的に更新を行う。</u></p> <p>(3) 材料費の抑制</p> <p>医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するSPDによる適正な在庫管理を行う。<u>また、診療材料委員会を中心として診療材料に導入しているSPDの運用方法や診療材料の費用対効果を検討し材料費の抑制を図る。</u></p> <p>(4) 人件費の適正化</p> <p>市民病院機構職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、人件費の適正化を図るため、限りある人材を最大限に生かし、効率的かつ効果的な人員配置や組織体系の整備を行う。</p>

第1期 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	第2期 (R6. 4. 1～R10. 3. 31)
<p>(5) 効率的な予算執行 予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算配分の適正実施を確保するための体制を整備し、厳格に予算管理を行うとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した効率的な予算執行を行う。</p> <p>(6) 契約方法の見直し <u>契約方法については、複数年契約や契約期間の更新等の見直しを行い、調達コストの削減を図る。</u></p> <p>3 経営基盤の強化</p> <p>(1) 中期目標期間の経営 <u>中期目標の確実な達成とさらなる発展を目指し、理事長を筆頭に経営陣である役員が中心となって職員全体による一体的な経営改革を推進できる体制を構築し、地域に根差した中長期的な視点で戦略的な病院経営を行い、中期目標期間における経常収支比率及び医業収支比率の向上を図る。</u></p> <p>(2) 運営費負担金 <u>運営費負担金及び運営費交付金については、経営改善を推し進めた上で、中期目標に示された不採算医療等を実施するために必要な金額を計上する。</u></p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 附帯事業 <u>附帯事業については、当面の間現在の状況を維持しながら、それぞれの事業について今後の在り方について市と協議を十分に行いながら検討を行う。</u></p>	<p>(5) 効率的な予算執行 予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算配分の適正実施を<u>引き続き確保し、</u>厳格に予算管理を行うとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した効率的な予算執行を行う。</p> <p>(6) 契約方法の見直し <u>契約方法については、定期的に精査し、複数年契約等の契約期間や契約内容の見直しを行い、調達コストの削減を図る。</u></p> <p>3 経営基盤の強化</p> <p>(1) 中期目標期間の経営 <u>中期目標の確実な達成とさらなる発展を目指し、理事長を筆頭に役員が中心となって職員全体による経営改革を推進できる体制を確保する。また、地域に根差した中長期的な視点で戦略的な病院経営を行い、中期目標期間における一層の経常収支の黒字に努めるとともに、医業収支比率及び修正医業収支比率の向上を図る。</u></p> <p>(2) 運営費負担金 <u>運営費負担金及び運営費交付金については、中期目標に示された不採算医療等を実施するために総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じて必要な金額を計上する。</u></p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 附帯事業 <u>附帯事業となる訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所及び室津診療所については、それぞれの事業において地域のニーズに応えながら、病院事業との連携を密にして効率的な運営に努める。</u></p>

中期目標に対応する中期計画の項目及び指標と中期計画に基づいた各年度計画における指標について

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】																														
大項目	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置																																
中項目	1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割	1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割																																
小項目	(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供 <u>○地域医療構想との整合性</u> 兵庫県が策定する地域医療構想との整合性を図ること。	(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供 <u>○地域医療構想の動向に対する情報収集</u> 地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び龍野健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。 <u>○5疾病への対策</u> 5疾病への対策では、回復期病床を中心とした市民病院機構の特徴を踏まえ、疾病ごとの積極的な医療提供に取り組む。 ●がん がん治療については、がん拠点病院や基幹病院等での治療後のフォローを行う。 ●脳卒中・急性心筋梗塞 脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患については、高度・専門的な医療機関で急性期治療を終えた患者の回復期リハビリテーションを積極的に受け入れ、在宅復帰への支援を行う。 ●糖尿病 糖尿病については、市民健診や人間ドック等健診(検診)事業の充実を図るとともに、糖尿病を得意とする医師の確保に努め、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組む。 ●精神疾患 精神疾患については、うつ病・認知症・発達障害・依存症等の患者や高齢化に伴う身体合併症を有する精神障害者の対応が必要な場合は精神科病院や受入可能な医療機関と連携を図る。 <u>○圏域内の医療機能分担による病床機能の確保</u> 播磨姫路圏域の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、必要な病床を確保し地域医療構想との整合を図る。	・病床数 (床) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度急性期病床</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>急性期病床</td> <td>36</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>回復期リハビリ病床</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>地域包括ケア病床</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	R9目標値	高度急性期病床	4	4	急性期病床	36	36	回復期リハビリ病床	40	40	地域包括ケア病床	40	40	・病床数 (床) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度急性期病床</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>急性期病床</td> <td>36</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>回復期リハビリ病床</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>地域包括ケア病床</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	高度急性期病床	4	4	急性期病床	36	36	回復期リハビリ病床	40	40	地域包括ケア病床	40	40
項目	R4実績	R9目標値																																
高度急性期病床	4	4																																
急性期病床	36	36																																
回復期リハビリ病床	40	40																																
地域包括ケア病床	40	40																																
項目	R4実績	年度計画値																																
高度急性期病床	4	4																																
急性期病床	36	36																																
回復期リハビリ病床	40	40																																
地域包括ケア病床	40	40																																
小項目	(2) 救急医療の安定化 <u>○救急医療の安定化に向けた受け入れ態勢の維持・充実</u> 地域全体における救急医療の安定化に貢献する役割を果たすため、休日・夜間を含めた内科系患者の受入体制を維持・充実させること。	(2) 救急医療の安定化 <u>○救急患者の受入態勢の確保</u> 救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、24時間365日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。 <u>○入院の受入体制強化</u> 救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継体制を充実させ、できる限り受け入れ体制を強化する。	・地域救急貢献率 (%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域救急貢献率</td> <td>2.12</td> <td>2.35</td> </tr> </tbody> </table> ※地域救急貢献率 二次医療圏内の播磨姫路医療圏で緊急搬送された患者に対して、病院で引き受けた救急患者の割合を示します。	項目	R4実績	R9目標値	地域救急貢献率	2.12	2.35	・地域救急貢献率 (%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域救急貢献率</td> <td>2.12</td> <td>2.18</td> </tr> </tbody> </table> ・救急入院患者数 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急入院患者数</td> <td>470</td> <td>470</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	地域救急貢献率	2.12	2.18	項目	R4実績	年度計画値	救急入院患者数	470	470												
項目	R4実績	R9目標値																																
地域救急貢献率	2.12	2.35																																
項目	R4実績	年度計画値																																
地域救急貢献率	2.12	2.18																																
項目	R4実績	年度計画値																																
救急入院患者数	470	470																																

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】																																							
小項目	<p>(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実</p> <p>○地域包括ケアシステムの中心的役割を担う 高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的な医療機関として中心的かつ先導的な役割を果たすこと。</p> <p>○地域の在宅医療体制の充実 特に、地域の在宅支援においては、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として、訪問診療を始めとした在宅医療体制を充実させること。</p>	<p>(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実</p> <p>○診療圏における連携の充実による切れ目のない適切な支援 地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院-在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携について地域連携室を中心に取り組むことで、入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。</p> <p>○回復期病棟における自宅・社会復帰支援 回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受け入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。</p> <p>○在宅支援療養病院としての役割・訪問診療・訪問リハビリの体制強化 在宅医療については、在宅療養支援病院として、地域における中心的な役割を担うとともに、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。</p> <p>○在宅生活を支える外来機能の提供 また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。</p> <p>○訪問看護ステーションの充実と連携 訪問看護ステーションについては、24時間対応の実施やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、病院事業との連携による看取りも含めた切れ目のない医療サービスの提供の一翼を担う。</p>	<p>・紹介率・逆紹介率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間紹介率</td> <td>43.9</td> <td>45.0</td> </tr> <tr> <td>年間逆紹介率</td> <td>17.4</td> <td>35.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	R9目標値	年間紹介率	43.9	45.0	年間逆紹介率	17.4	35.0	<p>・紹介率・逆紹介率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間紹介率</td> <td>43.9</td> <td>45.0</td> </tr> <tr> <td>年間逆紹介率</td> <td>17.4</td> <td>30.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・在宅復帰率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般病棟 在宅復帰率</td> <td>75.5</td> <td>90.0</td> </tr> <tr> <td>回復期病棟 在宅復帰率</td> <td>99.1</td> <td>95.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・訪問診療等件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問診療件数</td> <td>851</td> <td>870</td> </tr> </tbody> </table> <p>・訪問看護ステーション利用者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>5,635</td> <td>5,600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	年間紹介率	43.9	45.0	年間逆紹介率	17.4	30.0	項目	R4実績	年度計画値	一般病棟 在宅復帰率	75.5	90.0	回復期病棟 在宅復帰率	99.1	95.0	項目	R4実績	年度計画値	訪問診療件数	851	870	項目	R4実績	年度計画値	利用者数	5,635	5,600
項目	R4実績	R9目標値																																									
年間紹介率	43.9	45.0																																									
年間逆紹介率	17.4	35.0																																									
項目	R4実績	年度計画値																																									
年間紹介率	43.9	45.0																																									
年間逆紹介率	17.4	30.0																																									
項目	R4実績	年度計画値																																									
一般病棟 在宅復帰率	75.5	90.0																																									
回復期病棟 在宅復帰率	99.1	95.0																																									
項目	R4実績	年度計画値																																									
訪問診療件数	851	870																																									
項目	R4実績	年度計画値																																									
利用者数	5,635	5,600																																									
小項目	<p>(4) へき地医療の提供</p> <p>○室津地区の医療の確保 室津地区における医療については、安定的に確保すること。</p>	<p>(4) へき地医療の提供</p> <p>○室津地区の医療提供の確保 へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。</p>		<p>・室津診療所患者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室津診療所患者数</td> <td>1,074</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	室津診療所患者数	1,074	900																																	
項目	R4実績	年度計画値																																									
室津診療所患者数	1,074	900																																									
小項目	<p>(5) 新興感染症対応と予防医療の充実</p> <p>○新興感染症に係る平時からの取組 既存の感染症への対応はもとより、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備するとともに、地域の公的な医療機関として中心的かつ先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>(5) 新興感染症対応と予防医療の充実</p> <p>○新興感染症対応に係る平時からの取組 新興感染症対応への平時からの取組については、公的医療機関としての役割を担うため、感染拡大時に備えた会議を実施し、近隣病院との情報提供に努める。また、発熱外来用のプレハブ等感染拡大時に活用しやすい施設の整備や維持管理を行うとともに、感染防護具、衛生資材、検査薬等、院内の備蓄体制を整える。 新興感染症の感染拡大時については、感染対策室が院内の感染症対策拠点となり、たつの市、龍野健康福祉事務所、医師会など、地域の関係機関との情報共有に努め、相互応援体制の構築を図る。</p>		<p>・人間ドック受診者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人間ドック受診者数</td> <td>806</td> <td>650</td> </tr> </tbody> </table> <p>・感染対策会議 (回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染対策会議実施回数</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	人間ドック受診者数	806	650	項目	R4実績	年度計画値	感染対策会議実施回数	4	4																											
項目	R4実績	年度計画値																																									
人間ドック受診者数	806	650																																									
項目	R4実績	年度計画値																																									
感染対策会議実施回数	4	4																																									

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】						
	<p>○市民健診や人間ドック等による疾病予防・介護予防の取組 市民病院の設備及び人員を生かし、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図り、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組むこと。</p>	<p>○予防接種の協力・実施 また、インフルエンザやコロナワクチン等の予防接種に積極的に対応するとともに、海外渡航時の感染症対策等の啓発を図る。</p> <p>○市民健診や人間ドック等健診の充実 市民総合健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、受診者のニーズを踏まえ質の向上を図る。</p>								
小項目	<p>(6) 災害時の対応</p> <p>○地域防災計画に基づく対応 ○災害時の医療提供体制への中心的役割 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。</p>	<p>(6) 災害時の対応</p> <p>○市の防災計画との整合性の確保 西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルを勘案し、医薬品の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、地域医療情報センターからの求めに応じて対応する。</p> <p>○BCPIによる災害時の医療体制強化 災害時に備えたBCP（事業継続計画）を整備し、災害訓練の積極的な実施等を行い、災害時の医療体制の強化を図る。</p>		<p>・災害訓練実施回数 (回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害訓練回数</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	災害訓練回数	1	1
項目	R4実績	年度計画値								
災害訓練回数	1	1								
小項目	<p>(7) 播磨姫路圏域における連携強化</p> <p>○役割の明確化と関係団体との連携強化 播磨姫路圏域において、市民病院が担うべき役割や機能を明確にした上で、基幹病院等の医療機関や医師会、歯科医師会等の関係団体との連携を強化及び充実すること。</p>	<p>(7) 播磨姫路圏域における連携強化</p> <p>○関係団体との連携強化 たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体とそれぞれの団体が主催する会合等を通じて、更なる連携強化を図る。</p> <p>○診療圏域における基幹病院との連携強化（回復期機能） 播磨姫路圏域で中核的医療を担う基幹病院とは、回復期機能・初期救急等の役割を明確にした上で、連携体制を構築する。</p> <p>○診療圏域における地域の医療機関との連携強化 また、圏域内の医療機関とは圏域会議、研修会等を通じて、連携強化及び充実を図る。</p> <p>○播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携事業 播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。</p>		<p>・連携事業数 (事業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携事業数</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	連携事業数	2	2
項目	R4実績	年度計画値								
連携事業数	2	2								
中項目	2 地域住民や患者が安心できる医療の提供	2 地域住民や患者が安心できる医療の提供								
小項目	<p>(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上</p> <p>○医療安全への対策 医療安全や感染防止対策は、情報収集と分析、情報共有を行い、予防や再発防止等の対策を徹底すること。</p>	<p>(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上</p> <p>○医療安全対策体制の強化 医療安全については、医療安全推進部会を中心に、インシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施する。また、各種委員会・部会・カンファレンス等と連携し情報発信することで、迅速な対応と職員の医療安全管理の意識向上を図る。</p>		<p>・1か月間100床当たりのインシデント・アクシデント報告回数 (回/月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インシデント・アクシデント報告回数</td> <td>53.3</td> <td>61.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1か月間100床当たりのインシデント・アクシデント報告回数 医療の質を評価する指標で、1か月間100病床あたりのインシデント・アクシデント報告件数を示します。</p>	項目	R4実績	年度計画値	インシデント・アクシデント報告回数	53.3	61.0
項目	R4実績	年度計画値								
インシデント・アクシデント報告回数	53.3	61.0								

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】																								
	<p>○医療サービスの質の向上 医療サービスの質については、適切な指標を用い測定、分析及び公表することで、市民病院機構全体における向上を目指すこと。</p>	<p>○医療サービスの質の向上 医療サービスの質の向上については、市民病院機構における様々な医療の質や機能をクオリティインディケータの手法を用いて測定及び公表を行うとともに、医療サービスの改善を図る。 また、医療の質の向上を図るため、第三者機関による中立的・科学的な評価となる病院機能評価の受審、認定に向け取り組む。 入院医療については、クリティカルパスの充実を図ることで、医療の標準化に取り組み、患者・家族に対して治療内容を明確に理解してもらうことで、医療サービスの質の向上を図る。</p>	<p>・医療の質の測定・公表回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療の質測定・公表回数</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	R9目標値	医療の質測定・公表回数	1	1	<p>・医療の質の測定・公表回数 (回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療の質測定・公表回数</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・クリティカルパス適用数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリティカルパス適用数</td> <td>35</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	医療の質測定・公表回数	1	1	項目	R4実績	年度計画値	クリティカルパス適用数	35	50						
項目	R4実績	R9目標値																										
医療の質測定・公表回数	1	1																										
項目	R4実績	年度計画値																										
医療の質測定・公表回数	1	1																										
項目	R4実績	年度計画値																										
クリティカルパス適用数	35	50																										
小項目	(2) 患者満足度の向上	(2) 患者満足度の向上																										
	<p>○患者満足度の向上に繋がる患者サービスの向上 患者満足度や患者のニーズを的確に把握した上で、入院患者や外来患者の満足度の向上に繋がる対策を講じ、患者サービスの一層の向上を図ること。</p>	<p>○患者満足度調査の実施と改善 患者満足度調査(患者アンケート)をサービス向上委員会を中心に定期的実施し、患者のニーズや課題の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備等の患者の要望に対し、患者本位の業務改善や対策を図る。</p> <p>○患者満足度向上の取組強化 苦情や要望については、院内にご意見箱を設置し、医療安全対策室を中心に担当部署や職員と情報共有し、迅速な改善や対応に努める。 また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。</p>	<p>・入院・外来患者満足度 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院患者満足度</td> <td>91.2</td> <td>92.0</td> </tr> <tr> <td>外来患者満足度</td> <td>94.0</td> <td>90.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	R9目標値	入院患者満足度	91.2	92.0	外来患者満足度	94.0	90.0	<p>・入院・外来患者満足度 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院患者満足度</td> <td>91.2</td> <td>92.0</td> </tr> <tr> <td>外来患者満足度</td> <td>94.0</td> <td>90.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	入院患者満足度	91.2	92.0	外来患者満足度	94.0	90.0						
項目	R4実績	R9目標値																										
入院患者満足度	91.2	92.0																										
外来患者満足度	94.0	90.0																										
項目	R4実績	年度計画値																										
入院患者満足度	91.2	92.0																										
外来患者満足度	94.0	90.0																										
小項目	(3) 職員の接遇向上	(3) 職員の接遇向上																										
	<p>○職員の接遇技術の向上 職員一人ひとりに接遇の重要性に対する意識を浸透させ、研修を実施する等、職員の接遇の向上を図ること。</p>	<p>○接遇研修の実施 接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。</p> <p>○情報の共有 接遇に係る患者満足度調査(患者アンケート)の結果や苦情の内容について、職員への周知を徹底し、職員の日々の接遇に対する意識付けを図る。</p>	<p>・接遇満足度 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院患者接遇満足度</td> <td>87.9</td> <td>90.0</td> </tr> <tr> <td>外来患者接遇満足度</td> <td>100.0</td> <td>90.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	R9目標値	入院患者接遇満足度	87.9	90.0	外来患者接遇満足度	100.0	90.0	<p>・接遇満足度 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院患者接遇満足度</td> <td>87.9</td> <td>90.0</td> </tr> <tr> <td>外来患者接遇満足度</td> <td>100.0</td> <td>90.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・接遇研修実施回数 (回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接遇研修実施回数</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	入院患者接遇満足度	87.9	90.0	外来患者接遇満足度	100.0	90.0	項目	R4実績	年度計画値	接遇研修実施回数	5	4
項目	R4実績	R9目標値																										
入院患者接遇満足度	87.9	90.0																										
外来患者接遇満足度	100.0	90.0																										
項目	R4実績	年度計画値																										
入院患者接遇満足度	87.9	90.0																										
外来患者接遇満足度	100.0	90.0																										
項目	R4実績	年度計画値																										
接遇研修実施回数	5	4																										
小項目	(4) 市民への情報発信	(4) 市民への情報発信																										
	<p>○市民への戦略的な広報 医療サービスや市民病院機構の運営状況について市民の理解を深めるため、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。</p>	<p>○ICTを活用した情報発信の充実 ホームページの定期的な更新や紹介動画等のICTを活用することで、積極的な情報発信に努める。</p> <p>○内外に向けた情報発信の充実 また、病院内外に向けて院内掲示の充実、院内広報誌の作成、市広報やマスコミへの情報提供等、情報発信の充実を図る。</p> <p>○市民公開講座・出前講座の実施 市民公開講座及び出前講座を開催し、健康増進の啓発を図る。</p>		<p>・出前講座実施回数 (回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出前講座回数</td> <td>22</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ホームページ情報発信回数 (回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページ情報発信回数</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	出前講座回数	22	20	項目	R4実績	年度計画値	ホームページ情報発信回数	3	12												
項目	R4実績	年度計画値																										
出前講座回数	22	20																										
項目	R4実績	年度計画値																										
ホームページ情報発信回数	3	12																										

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】																														
中項目	3 医療の従事者の確保と育成	3 医療の従事者の確保と育成																																
小項目	(1) 医療従事者の確保 <u>○医師の確保</u> 地域住民に対して安心できる医療を安定的に提供できるように、医師の確保を図ること。 <u>○看護師等その他の医療に欠かせない人材の確保</u> また、看護師を始めとした医療従事者についても、医療機能を十分に発揮するために必要な人材の確保を図ること。	(1) 医療従事者の確保 <u>○医師の確保</u> 安定的に医療を提供するため、大学への医師派遣の依頼、人材紹介会社の活用、ホームページによる採用情報の発信等、医師の確保を図る。 <u>○看護師等その他医療従事者の確保</u> また、ホームページの採用ページの充実、実習生の積極的な受入、看護学校等への訪問、ナースバンクへの登録、インターンシップや見学会、体験事業の受入、就職説明会への参加等、市民病院機構を広くPRし、看護師やその他医療職の確保を図る。	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">医療従事者数 (人)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> <tr> <td>医師数</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>看護師数</td> <td>82</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>その他医療職</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> </table>	医療従事者数 (人)			項目	R4実績	R9目標値	医師数	8	10	看護師数	82	82	その他医療職	47	47	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">医療従事者数 (人)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> <tr> <td>医師数</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>看護師数</td> <td>82</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>その他医療職</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> </table>	医療従事者数 (人)			項目	R4実績	年度計画値	医師数	8	10	看護師数	82	82	その他医療職	47	47
医療従事者数 (人)																																		
項目	R4実績	R9目標値																																
医師数	8	10																																
看護師数	82	82																																
その他医療職	47	47																																
医療従事者数 (人)																																		
項目	R4実績	年度計画値																																
医師数	8	10																																
看護師数	82	82																																
その他医療職	47	47																																
小項目	(2) 医療従事者の育成 <u>○教育方針</u> <u>○研修体制の充実</u> 医療水準の向上を図るため、医療従事者に対して必要な教育や研修体制を充実させること。	(2) 医療従事者の育成 <u>○計画的な研修の実施</u> 地域を支える医療を実現できる人材を育成するため、職種やキャリアに応じた育成プランを構築し、医療従事者一人ひとりの成長に合わせたステップアップを支援する。 医療従事者の育成に必要な研修については、管理職によるマネジメントを徹底し、計画的に実施するとともに、eラーニングや電子書籍等のICTを活用し職員の自主性を促す研修体制を充実させることで、組織全体として研修の受講を積極的に推進する組織風土を根付かせ、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援する。 <u>○資格取得に対する支援</u> 病院運営において有益な専門資格や認定の取得については、取得における職場でのサポートや資格手当の充実等による支援体制を整備する。		<table border="1"> <tr> <th colspan="3">院内研修実施回数 (回)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> <tr> <td>院内研修実施回数</td> <td>85</td> <td>90</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">院外研修受講者数 (人)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> <tr> <td>院外研修参加人数</td> <td>63</td> <td>60</td> </tr> </table>	院内研修実施回数 (回)			項目	R4実績	年度計画値	院内研修実施回数	85	90	院外研修受講者数 (人)			項目	R4実績	年度計画値	院外研修参加人数	63	60												
院内研修実施回数 (回)																																		
項目	R4実績	年度計画値																																
院内研修実施回数	85	90																																
院外研修受講者数 (人)																																		
項目	R4実績	年度計画値																																
院外研修参加人数	63	60																																
大項目	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置																																
中項目	1 組織ガバナンスの確立	1 組織ガバナンスの確立																																
小項目	(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保 <u>○効率的に運営する組織体制の整備</u> 弾力的な人員配置を実施し、市民病院機構を効率的に運営する組織体制を整備すること。 <u>○病院経営の専門的な人材の確保</u> また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当、医師、看護師等医療職の確保を担う人事担当、資金の借入れや運用を担う財務担当に専門的知識をもった職員を確保するとともに、病院経営において必要な人材を育成すること。	(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保 <u>○迅速かつ柔軟に対応できる組織</u> 理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、理事会の適切な運営に努めるとともに、意思決定を確実に遂行するため、経営幹部会、連絡会について適切に運営する。また、病院の経営戦略に即した効率的で柔軟な組織改編や人員配置を実施する。 <u>○法人職員の確保</u> 専門職員については、病院経営特有の専門知識を持った優秀な人材を確保する。		<table border="1"> <tr> <th colspan="3">法人採用事務職員数 (人)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> <tr> <td>法人採用事務職員</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </table>	法人採用事務職員数 (人)			項目	R4実績	年度計画値	法人採用事務職員	4	4																					
法人採用事務職員数 (人)																																		
項目	R4実績	年度計画値																																
法人採用事務職員	4	4																																

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】												
小項目	(2) 目標管理のモニタリングと評価 <u>○所属毎、階層毎の目標管理のモニタリングと評価の実施</u> 経営改革を的確に実施するため、市民病院機構全体はもちろんのこと、所属ごと及び階層ごとの目標管理のモニタリングと評価を継続して実施すること。	(2) 目標管理のモニタリングと評価 <u>○経営管理体制の充実</u> 経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となってバランススコアカード等を活用し目標を管理する。また、内部統制担当役員を中心に、計画的にマネジメントレビューを実施し、経営情報や業務方法の課題等について分析・検討を行う。 <u>○人事評価制度を活用したモニタリング</u> 人事評価に伴う目標管理制度による目標の達成度評価を行い、各部門や職員にフィードバックするとともに、PDCAサイクルを回してさらなる改善を図る。	・マネジメントレビュー実施回数 (回) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マネジメントレビュー実施回数</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	R9目標値	マネジメントレビュー実施回数	2	2	・マネジメントレビュー実施回数 (回) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マネジメントレビュー実施回数</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	マネジメントレビュー実施回数	2	2
項目	R4実績	R9目標値														
マネジメントレビュー実施回数	2	2														
項目	R4実績	年度計画値														
マネジメントレビュー実施回数	2	2														
小項目	(3) コンプライアンスの徹底 <u>○関係法令の遵守</u> <u>○行動規範と倫理の確立</u> 医療法（昭和23年法律第205号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、行動規範と倫理の確立に取り組むこと。	(3) コンプライアンスの徹底 <u>○コンプライアンスを徹底する風土づくり</u> 職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規程の遵守を徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や職員間での最新情報の共有を図る。 ハラスメント対策については、ハラスメントを未然に防ぐため研修や相談体制の充実を図る。		・コンプライアンス研修実施回数 (回) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンプライアンス研修実施回数</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	コンプライアンス研修実施回数	7	6						
項目	R4実績	年度計画値														
コンプライアンス研修実施回数	7	6														
小項目	(4) リスクマネジメント体制の充実 <u>○個人情報等のリスク管理の適正に実施する体制の充実</u> 個人情報保護をはじめ市民病院機構を取り巻く様々なリスク管理を適切に実施するため、リスクマネジメント体制の充実を図ること。	(4) リスクマネジメント体制の充実 <u>○リスクマネジメント体制の整備</u> リスクマネジメント体制については、リスク管理委員会においてリスク管理を適正に行う。 <u>○個人情報保護の適正な対応</u> 個人情報保護については、改正個人情報保護法に対応するとともに、職員への周知徹底を図り適切な対応に努める。		・リスク管理委員会実施回数 (回) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員会実施回数</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	委員会実施回数	6	6						
項目	R4実績	年度計画値														
委員会実施回数	6	6														
小項目	(5) デジタル化の推進 <u>○デジタル化を活用した効率化の推進</u> デジタル化を積極的に推進し、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代の環境の変化に対応することで、効率的な法人運営を図ること。 <u>○情報セキュリティの強化</u> また、サイバー攻撃への対応等医療情報管理の観点から情報セキュリティ対策の強化に努めること。	(5) デジタル化の推進 <u>○患者への利便性、業務の効率化</u> 電子カルテシステムや部門システム等を活用し、業務の負担軽減や効率化を図る。マイナンバーカードの健康保険証利用については、引き続き利用促進を図る。 <u>○医療情報システムの安全管理の徹底</u> 情報セキュリティの安全管理のため職員や担当者向けの講習会や研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの向上を図る。 また、病院を対象とした「ランサムウェア」等のサイバー攻撃に対応したバックアップシステムの構築や損害賠償保険の加入等を行い、情報セキュリティ対策を強化する。														
中項目	2 職員の士気の向上	2 職員の士気の向上														
小項目	(1) 職員の意識改革 <u>○目標及び評価における職員の情報共有</u> 市民病院機構の目標を達成するために、計画や目標等の情報を全職員が共有し浸透させる取組を充実させ、職員全体の意識改革に努めること。	(1) 職員の意識改革 <u>○理念や中期計画等の職員への浸透</u> 市民病院機構の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員は基より、全職員とも共有を図り、職員一丸となって前向きな姿勢で職務に取り組んでいく組織風土への醸成を図る。														

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】																																										
		<p>○目標及び評価における職員の情報共有 組織内での伝達体系の強化やICTの活用等によって、市民病院機構全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等の共有を図る。</p>																																												
小項目	(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応	(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応																																												
	<p>○ワークライフバランスの実現 ワークライフバランスに配慮し、職員が本来業務に専念できる体制を確保すること。</p> <p>○タスクシフト・タスクシェアを含めた働き方改革への対応 タスク・シフト/シェアを含めた職場環境の整備を図る等、医師をはじめとした職員の働き方改革に対する取組を進めること。</p>	<p>○ワークライフバランスの推進 職員が業務に専念できる環境を整えるため、職員満足度アンケートを実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。 ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業からの復職を支援する等、仕事と家庭が両立できる環境を推進していく。</p> <p>○タスクシフト、タスクシェアの推進 多職種のリエゾンチームによるチーム医療の推進や看護補助者の積極的な活用等によりタスクシェアやタスクシフトを推進し、医療職の負担軽減に取り組む。 医師の働き方改革については、非常勤医師による宿日直体制の整備等常勤医師の時間外労働軽減に取り組む。</p>	<p>・有給休暇取得日数 (日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間有給取得日数</td> <td>12.7</td> <td>12.4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	R9目標値	年間有給取得日数	12.7	12.4	<p>・有給休暇取得日数 (日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間有給取得日数</td> <td>12.7</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・職員離職率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師離職率</td> <td>4.7</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>職員離職率</td> <td>8.4</td> <td>8.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	年間有給取得日数	12.7	12.1	項目	R4実績	年度計画値	看護師離職率	4.7	7.5	職員離職率	8.4	8.0																					
項目	R4実績	R9目標値																																												
年間有給取得日数	12.7	12.4																																												
項目	R4実績	年度計画値																																												
年間有給取得日数	12.7	12.1																																												
項目	R4実績	年度計画値																																												
看護師離職率	4.7	7.5																																												
職員離職率	8.4	8.0																																												
小項目	(3) 人事制度・給与体系の構築	(3) 人事制度・給与体系の構築																																												
	<p>○業務実績や社会一般の情勢に適した職員の給与体系の構築 職員の給与は、勤務成績や市民病院機構の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。また、職員のモチベーション向上につながる人事制度や給与体系の構築を図ること。</p>	<p>○貢献度に応じた給与体系の構築 人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用を図るとともに、社会情勢に適応し、評価に基づく給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。</p>																																												
大項目	第4 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置																																												
中項目	1 収入の増加・確保	1 収入の増加・確保																																												
小項目	(1) 病床利用率・診療単価の向上	(1) 病床利用率・診療単価の向上																																												
	<p>○病床利用率の向上 ○新規入院患者の増 ○診療単価の向上 診療体制を充実させ、新規入院患者の増加や病床利用率の向上による増収を図ること。また、診療機能に見合った適切な収入を確保する等、診療単価の向上を図ること。</p>	<p>○適正なベッドコントロール 部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、予測できない医療環境の変化に柔軟に対応しながら他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受け入れることで、新規入院患者数の増加や病床利用率の向上を図る。</p> <p>○各診療単価の向上 診療単価については、診療報酬改定項目の分析を行い、算定可能である項目の体制整備を行うことで、現在の診療単価を確保の上、さらなる診療単価向上を図る。</p>	<p>・各指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日平均入院患者数(人)</td> <td>96.5</td> <td>100.8</td> </tr> <tr> <td>1日平均外来患者数(人)</td> <td>175.7</td> <td>154.5</td> </tr> <tr> <td>新規入院患者数(人)</td> <td>1,249</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>病床利用率(%)</td> <td>80.4</td> <td>84.0</td> </tr> <tr> <td>入院診療単価(円)</td> <td>42,483</td> <td>39,800</td> </tr> <tr> <td>外来診療単価(円)</td> <td>10,313</td> <td>9,600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	R9目標値	1日平均入院患者数(人)	96.5	100.8	1日平均外来患者数(人)	175.7	154.5	新規入院患者数(人)	1,249	1,600	病床利用率(%)	80.4	84.0	入院診療単価(円)	42,483	39,800	外来診療単価(円)	10,313	9,600	<p>・各指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日平均入院患者数(人)</td> <td>96.5</td> <td>99.2</td> </tr> <tr> <td>1日平均外来患者数(人)</td> <td>175.7</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>新規入院患者数(人)</td> <td>1,249</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>病床利用率(%)</td> <td>80.4</td> <td>82.5</td> </tr> <tr> <td>入院診療単価(円)</td> <td>42,483</td> <td>39,500</td> </tr> <tr> <td>外来診療単価(円)</td> <td>10,313</td> <td>9,500</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R4実績	年度計画値	1日平均入院患者数(人)	96.5	99.2	1日平均外来患者数(人)	175.7	153	新規入院患者数(人)	1,249	1,500	病床利用率(%)	80.4	82.5	入院診療単価(円)	42,483	39,500	外来診療単価(円)	10,313	9,500
項目	R4実績	R9目標値																																												
1日平均入院患者数(人)	96.5	100.8																																												
1日平均外来患者数(人)	175.7	154.5																																												
新規入院患者数(人)	1,249	1,600																																												
病床利用率(%)	80.4	84.0																																												
入院診療単価(円)	42,483	39,800																																												
外来診療単価(円)	10,313	9,600																																												
項目	R4実績	年度計画値																																												
1日平均入院患者数(人)	96.5	99.2																																												
1日平均外来患者数(人)	175.7	153																																												
新規入院患者数(人)	1,249	1,500																																												
病床利用率(%)	80.4	82.5																																												
入院診療単価(円)	42,483	39,500																																												
外来診療単価(円)	10,313	9,500																																												
小項目	(2) 医療環境の変化への対応	(2) 医療環境の変化への対応																																												
	<p>○法改正や診療報酬改正への迅速な対応 法改正や診療報酬改定に迅速に対応し、収益の改善を図ること。</p>	<p>○診療報酬改正等の情報収集・早期対応 診療報酬の改定や法改正については、適切な診療報酬を確保し、安定的な収益向上を図るため、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。</p>																																												

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】												
		<p>○診療報酬の適正化 診療報酬の査定減・返戻・請求漏れについては、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、診療報酬に係る査定や返戻の結果と対応策について、診療部と医事部門による定期的な情報共有や検討を実施し、診療報酬請求の精度向上を図る。</p> <p>○未収金の回収・管理 未収金については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。 生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。</p>		<p>• 診療報酬査定減率 (%)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> <tr> <td>査定率</td> <td>0.14</td> <td>0.10</td> </tr> </table>	項目	R4実績	年度計画値	査定率	0.14	0.10						
項目	R4実績	年度計画値														
査定率	0.14	0.10														
中項目	2 経費削減・抑制	2 経費削減・抑制														
小項目	(1) 施設管理の強化	(1) 施設管理の強化														
	<p>○施設管理に伴う維持管理費のコスト削減 施設管理に伴う維持管理費についてコスト削減を図ること。</p>	<p>○維持管理費のコスト削減 施設の維持修繕については、中期計画期間において計画的に実施することで、施設の長寿命化を図る。 また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し、改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高め、積極的にコスト削減を図る。</p>	<p>• 経費比率 (%)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> <tr> <td>経費比率</td> <td>12.1</td> <td>13.8</td> </tr> </table>	項目	R4実績	R9目標値	経費比率	12.1	13.8	<p>• 経費比率 (%)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> <tr> <td>経費比率</td> <td>12.1</td> <td>13.3</td> </tr> </table>	項目	R4実績	年度計画値	経費比率	12.1	13.3
項目	R4実績	R9目標値														
経費比率	12.1	13.8														
項目	R4実績	年度計画値														
経費比率	12.1	13.3														
小項目	(2) 医療機器の適正な管理	(2) 医療機器の適正な管理														
	<p>○医療機器の計画的な整備 医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、計画的に整備すること。</p>	<p>○医療機器の計画的な整備 医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い、機能を維持する。 医療機器の更新については、整備計画に基づき、医療機器購入検討委員会を中心に必要性や費用対効果を勘案した上で、計画的に更新を行う。</p>	<p>• 整備計画額(別途計画数値記載)</p>													
小項目	(3) 材料費の抑制	(3) 材料費の抑制														
	<p>○診療材料費の抑制 医薬品や診療材料等の在庫管理を適正に行い、費用の抑制を図ること。</p>	<p>○医薬品・診療材料の在庫管理の適正化 医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するSPDによる適正な在庫管理を行う。また、診療材料委員会を中心として診療材料に導入しているSPDの運用方法や診療材料の費用対効果を検討し材料費の抑制を図る。</p>	<p>• 材料費比率 (%)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> <tr> <td>材料費比率</td> <td>14.1</td> <td>10.1</td> </tr> </table>	項目	R4実績	R9目標値	材料費比率	14.1	10.1	<p>• 材料費比率 (%)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> <tr> <td>材料費比率</td> <td>14.1</td> <td>10.1</td> </tr> </table>	項目	R4実績	年度計画値	材料費比率	14.1	10.1
項目	R4実績	R9目標値														
材料費比率	14.1	10.1														
項目	R4実績	年度計画値														
材料費比率	14.1	10.1														
小項目	(4) 人件費の適正化	(4) 人件費の適正化														
	<p>○人員管理による人件費の適正化 市民病院機構の規模に見合った最適な人員管理及び人事配置を行い、人件費の適正化を図ること。</p>	<p>○病院の規模に適合した人事管理 市民病院機構職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、人件費の適正化を図るため、限りある人材を最大限に生かし、効率的かつ効果的な人員配置や組織体系の整備を行う。</p>	<p>• 医業収益対給与費比率 (%)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> <tr> <td>医業収益対給与費比率</td> <td>68.2</td> <td>75.4</td> </tr> </table>	項目	R4実績	R9目標値	医業収益対給与費比率	68.2	75.4	<p>• 医業収益対給与費比率 (%)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> <tr> <td>医業収益対給与費比率</td> <td>77.5</td> <td>75.8</td> </tr> </table>	項目	R4実績	年度計画値	医業収益対給与費比率	77.5	75.8
項目	R4実績	R9目標値														
医業収益対給与費比率	68.2	75.4														
項目	R4実績	年度計画値														
医業収益対給与費比率	77.5	75.8														
小項目	(5) 効率的な予算執行	(5) 効率的な予算執行														
	<p>○年度や予算科目の弾力的な運用による予算執行の効率化 予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度を活用し、効率的な予算執行を図ること。</p>	<p>○効果的な予算管理と予算執行の弾力化 予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算配分の適正実施を引き続き確保し、厳格に予算管理を行うとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した効率的な予算執行を行う。</p>														

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】																								
小項目	(6) 契約方法の見直し <u>○民間手法を取り入れた契約方法の見直し</u> 地方独立行政法人のメリットを生かし、契約方法や購入方法について、民間的手法を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図ること。	(6) 契約方法の見直し <u>○契約手法の見直し</u> 契約方法については、定期的に精査し、複数年契約等の契約期間や契約内容の見直しを行い、調達コストの削減を図る。		<ul style="list-style-type: none"> 契約見直し件数 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約見直し件数</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> 	項目	R4実績	年度計画値	契約見直し件数	2	2																		
項目	R4実績	年度計画値																										
契約見直し件数	2	2																										
中項目	3 経営基盤の強化	3 経営基盤の強化																										
小項目	(1) 中期目標期間の経営 <u>○安定的な経営と黒字の実現</u> 理事長のリーダーシップの下、組織一体となって経営改革に取り組み、安定し自立した経営基盤を確立することで、目標期間中の一層の経常収支の黒字に努めること。	(1) 中期目標期間の経営 <u>○黒字達成に向けた経営改革の推進</u> 中期目標の確実な達成とさらなる発展を目指し、理事長を筆頭に役員が中心となって職員全体による経営改革を推進できる体制を確保する。また、地域に根差した中長期的な視点で戦略的な病院経営を行い、中期目標期間における一層の経常収支の黒字に努めるとともに、医業収支比率及び修正医業収支比率の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 指標 (%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>R9目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>108.8</td> <td>102.3</td> </tr> <tr> <td>医業収支比率</td> <td>97.6</td> <td>95.8</td> </tr> <tr> <td>修正医業収支比率</td> <td>95.0</td> <td>93.1</td> </tr> </tbody> </table> ※修正医業収支比率 医業費用に対する医業収益から他会計負担金、運営費負担金等を除いたもの(修正医業収益)の割合を示します。 	項目	R4実績	R9目標値	経常収支比率	108.8	102.3	医業収支比率	97.6	95.8	修正医業収支比率	95.0	93.1	<ul style="list-style-type: none"> 指標 (%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R4実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>108.8</td> <td>100.9</td> </tr> <tr> <td>医業収支比率</td> <td>97.6</td> <td>92.7</td> </tr> <tr> <td>修正医業収支比率</td> <td>95.0</td> <td>90.1</td> </tr> </tbody> </table> 	項目	R4実績	年度計画値	経常収支比率	108.8	100.9	医業収支比率	97.6	92.7	修正医業収支比率	95.0	90.1
項目	R4実績	R9目標値																										
経常収支比率	108.8	102.3																										
医業収支比率	97.6	95.8																										
修正医業収支比率	95.0	93.1																										
項目	R4実績	年度計画値																										
経常収支比率	108.8	100.9																										
医業収支比率	97.6	92.7																										
修正医業収支比率	95.0	90.1																										
小項目	(2) 運営費負担金 <u>○運営費負担金の適切な反映</u> 運営費負担金は、公的な医療機関としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策医療等の実施に伴う独立採算が困難な経費について負担するものであり、中期計画において適切に反映すること。	(2) 運営費負担金 <u>○運営費負担金の適正な算定</u> 運営費負担金及び運営費交付金については、中期目標に示された不採算医療等を実施するために総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じて必要な金額を計上する。	<ul style="list-style-type: none"> 予算・収支計画(別途計画数値記載) 																									
大項目	第5 その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置																										
中項目	1 附帯事業 <u>○運附帯事業の適切な運営</u> 附帯事業として実施する訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所、室津診療所等について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえた上で運営すること。	1 附帯事業 <u>○附帯事業の安定した運営</u> 附帯事業となる訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所及び室津診療所については、それぞれの事業において地域のニーズに応えながら、病院事業との連携を密にして効率的な運営に努める。																										
		第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画																										
		1 予算計画	<ul style="list-style-type: none"> • 予算計画 • 人件費の見積り 	<ul style="list-style-type: none"> • R6~R9予算 • 人件費の見積 • 運営費負担金の基準 																								
		2 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> • 収支計画 	<ul style="list-style-type: none"> • R6~R9収支計画 																								
		3 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> • 資金計画 	<ul style="list-style-type: none"> • R6~R9資金計画 																								
				<ul style="list-style-type: none"> • 年度ごと予算 • 年度ごと人件費の見積 • 運営費負担金の基準 																								
				<ul style="list-style-type: none"> • 年度ごと収支計画 																								
				<ul style="list-style-type: none"> • 年度ごと資金計画 																								

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】
		第7 短期借入金の限度額		
		1 短期借入金の限度額		
		(1) 限度額		
		・限度額		・1,000百万円
		(2) 短期借入金の発生事由		
		・短期借入金が発生する場合の事由		ア 一時的な資金不足への対応 イ 大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応
		第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画		
		1 出資等に係る不要財産の処分に関する計画		
		・不要財産の処分計画		老健事業の廃止に伴い、ケアホーム入所棟の解体撤去を行う。
		第9 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
		1 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
		・財産の剰余・担保の計画		なし
		第10 剰余金の使途		
		1 剰余金の使途		
		・剰余金が発生した時の使途方法		決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。
		第11 料金に関する事項		
		1 料金		
		(1) 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法その他法令等により診療等を受ける者に係る料金		
		・法等に規定された料金		当該法令の定めるところにより算定した額。
		(2) 前号以外の額		
		・理事長が別に定める額		別に理事長が定める額。
		2 減免		

項目	中期目標 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の項目	中期計画 (R6~R9) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R6) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】
		(1) 料金を納付する資力がないと認める者 ・資力がないと認められた場合	料金を納付する資力がないと認める者	
		(2) その他理事長において特に必要があると認める者 ・理事長が特に認める場合	その他理事長において特に必要があると認める者	
		第12 業務運営等に関する規則で定める事項		
		1 施設及び整備に関する計画 ・施設及び整備に関する計画	・目標期間内の施設及び設備の内容 ・目標期間内の施設及び設備の予定額 ・目標期間内の施設及び設備の財源	・年度内の施設及び設備の内容 ・年度内の施設及び設備の予定額 ・年度内の施設及び設備の財源
		2 中期目標の期間を超える債務負担 ・中期目標期間を超える債務負担の予定	・目標期間内の償還額 ・次期以降の償還額 ・総債務償還額	・各年度償還額
		3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 ・次期における積立金の処分計画	・前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。	
		4 1~3に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項 ・該当がある場合	・なし	

中期計画・年度計画数値一覧表

計画項目	計画	項目	R2実績	R3実績	R4実績	R5見込値	R5目標値	R6目標値	R7目標値	R8目標値	中期計画値 R9目標値	ベンチマーク 参考値比較数値	根拠資料・データ等
2-1-1	中期計画	高度急性期病床（床）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	地域医療構想
2-1-1	中期計画	急性期病床（床）	36	36	36	36	36	36	36	36	36	56	地域医療構想
2-1-1	中期計画	回復期リハビリ病床（床）	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	地域医療構想
2-1-1	中期計画	地域包括ケア病床（床）	40	40	40	40	40	40	40	40	40	20	地域医療構想
2-1-2	中期計画	地域救急貢献率（％）	2.17	2.15	2.12	-	-	2.18	2.22	2.27	2.35	2.12	実績値より
2-1-2	中期計画	救急搬送受入率（％）	84.9	87.3	81.1	-	82	-	-	-	-	-	-
2-1-2	年度計画	救急入院患者数（人）	400	381	470	450	420	470	-	-	-	-	実績値より
2-1-3	中期計画	年間紹介率（％）	41.6	31.5	43.9	51.4	60.0	45.0	45.0	45.0	45.0	34.3	全国平均値
2-1-3	中期計画	年間逆紹介率（％）	28.3	16.4	17.4	25.5	50.0	30.0	30.0	35.0	35.0	25.7	全国平均値
2-1-3	年度計画	一般病棟在宅復帰率（％）	80.2	81	75.5	82.2	85.0	90.0	-	-	-	85	実績値より
2-1-3	年度計画	回復期病棟在宅復帰率（％）	94	98.5	99.1	96.3	95.0	95.0	-	-	-	98	実績値より
2-1-3	年度計画	訪問診療件数（件）	730	940	851	860	900	870	-	-	-	480	実績値より
2-1-3	年度計画	訪問看護ステーション利用者数（人）	5,035	5,226	5,635	5,350	5,700	5,600	-	-	-	5,635	実績値より
2-1-4	年度計画	室津診療所患者数（人）	979	865	1074	830	900	900	-	-	-	1,900	実績値より
2-1-5	年度計画	人間ドック受診者数（人）	524	551	806	640	590	650	-	-	-	220	実績値より
2-1-5	年度計画	感染対策会議実施回数（回）	-	-	4	4	-	4	-	-	-	4	実績値より
2-1-6	年度計画	災害訓練回数（回）	1	1	1	1	1	1	-	-	-	1	実績値より
2-1-7	年度計画	連携事業数（事業）	1	2	2	2	2	2	-	-	-	2	実績値より
2-2-1	中期計画	医療の質の測定・公表回数（回）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	実績値より
2-2-1	年度計画	1か月間・100病床当たりのインシデント・アクシデント報告件数（回/月）（件/月）	38.6	41.8	53.6	60.0	-	61.0	-	-	-	41.7	全国平均値

中期計画・年度計画数値一覧表

計画項目	計画	項目	R2実績	R3実績	R4実績	R5見込値	R5目標値	R6目標値	R7目標値	R8目標値	中期計画値 R9目標値	ベンチマーク 参考値比較数値	根拠資料・データ等
2-2-1	年度計画	転倒・転落率(%)	3.5	3.9	3.8	-	3.8	-	-	-	-	-	
2-2-1	年度計画	クリティカルパス適用数(件)	0	11	35	40	30	50	-	-	-	-	実績値より
2-2-2	中期計画	入院患者満足度(%)	90.6	92.3	91.2	-	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0	69.4	受療行動調査 (全国平均)
2-2-2	中期計画	外来患者満足度(%)	95.5	95.9	94.0	-	95.0	90.0	90.0	90.0	90.0	64.7	受療行動調査 (全国平均)
2-2-3	中期計画	入院患者接遇満足度(%)	94.0	96.3	87.9	-	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	71.8	受療行動調査 (全国平均)
2-2-3	中期計画	外来患者接遇満足度(%)	97.8	98.8	100	-	95.0	90.0	90.0	90.0	90.0	63.5	受療行動調査 (全国平均)
2-2-3	年度計画	接遇研修実施回数(回)	3	3	5	5	3	4	-	-	-	3	実績値より
2-2-4	年度計画	出前講座回数(回)	8	6	22	18	20	20	-	-	-	20	実績値より
2-2-4	年度計画	ホームページ情報発信回数(回)	-	5	3	12	12	12	-	-	-	5	実績値より
2-3-1	中期計画	医師数(人)	7	6	8	10	9	10	10	10	10	9	実績値より
2-3-1	中期計画	看護師数(人)	85	83	82	82	84	82	82	82	82	84	実績値より
2-3-1	中期計画	その他医療職(人)	43	44	47	47	48	47	47	47	47	48	実績値より
2-3-2	年度計画	院内研修実施回数(回)	58	36	85	90	80	90	-	-	-	-	実績値より
2-3-2	年度計画	院外研修参加人数(人)	49	36	63	60	60	60	-	-	-	-	実績値より
3-1-1	年度計画	法人採用事務職員(人)	4	4	4	4	4	4	-	-	-	4	事務局行政職職員数
3-1-2	中期計画	マネジメントレビュー実施回数(回)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	-	上半期結果・下半期結果
3-1-3	年度計画	コンプライアンス研修実施回数(回)	2	2	7	8	3	6	-	-	-	-	定期的研修
3-1-4	年度計画	リスク管理委員会実施回数(回)	6	6	6	6	6	6	-	-	-	-	2カ月に1回程度

中期計画・年度計画数値一覧表

計画項目	計画	項目	R2実績	R3実績	R4実績	R5見込値	R5目標値	R6目標値	R7目標値	R8目標値	中期計画値 R9目標値	ベンチマーク 参考値比較数値	根拠資料・データ等
3-2-2	中期計画	年間有給取得日数(日)	11.5	12.2	12.7	-	12.0	12.1	12.2	12.3	12.4	9.9	厚労省 全国平均
3-2-2	年度計画	看護師離職率(%)	10.8	8.5	4.7	-	8.3	7.5	-	-	-	12.8	病院看護実態調査 兵庫県
3-2-2	年度計画	正規職員離職率(%)	10.0	9.6	8.4	-	-	8.0	-	-	-	15.3	雇用動向調査 厚生労働省
3-2-2	年度計画	職員満足度(%)	50.3	56.1	41.5	-	55.0	-	-	-	-	-	-
4-1-1	中期計画	1日平均入院患者数(人)	103.6	92.6	96.5	98.4	108.2	99.2	99.6	100.0	100.8	94	類似独法平均
4-1-1	中期計画	1日平均外来患者数(人)	158.8	172.9	175.7	150.0	199.2	153	153.5	154.0	154.5	214	類似独法平均
4-1-1	中期計画	新規入院患者数(人)	1,495	1,287	1,249	1,500	1,245	1,500	1530	1560	1,600	1250	実績値より
4-1-1	中期計画	病床利用率(%)	86.3	77.2	80.4	82.0	90.2	82.5	83.0	83.5	84.0	63.6	類似独法平均
4-1-1	中期計画	入院診療単価(円)	35,545	38,681	42,483	39,648	37,500	39,500	39,600	39,700	39,800	39,862	類似独法平均
4-1-1	中期計画	外来診療単価(円)	9,814	11,185	10,313	9,638	8,600	9,500	9,530	9,560	9,600	11,688	類似独法平均
4-1-2	年度計画	査定率(金額)(%)	0.12	0.30	0.14	0.14	0.10	0.10	-	-	-	0.14	実績値より
4-2-1	中期計画	経費比率(%)	14.9	12.4	12.1	13.0	12.2	13.3	13.3	13.7	13.8	18	類似独法平均
4-2-3	中期計画	材料費比率(%)	12	11.9	14.1	11.7	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	類似独法平均
4-2-4	中期計画	医業収益対給与費比率(%)	68.2	69.6	68.2	73.1	76.7	75.8	75.7	75.5	75.4	56.7	類似独法平均
4-2-6	年度計画	契約方法の見直し	5	3	2	2	2	2	-	-	-	-	-
4-3-1	中期計画	経常収支比率(%)	109.3	110.4	108.8	105.7	101	100.9	100.5	101.2	102.3	105.2	類似独法平均
4-3-1	中期計画	医業収支比率(%)	97.5	97.3	97.6	95.1	92.2	92.7	92.5	93.2	95.8	94.8	県内医業収支比率平均
4-3-1	中期計画	修正医業収支比率(%)	91.0	90.4	95.0	90.4	-	90.1	89.9	90.6	93.1	73.6	類似独法平均

予算・収支計画・資金計画参考資料

第6 予算、収支計画及び資金計画

【※端数を100万単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。】

1 予算【消費税込みの金額】

(百万円)

区分	R5 (参考)	R6	R2～R5 (参考)	R6～R9	備考
収入					
営業収益	2,256	2,204	8,572	9,061	
医業収益	1,943	1,887	6,709	7,795	入院収益・外来収益等
(介護老人保健施設収益)	-	-	498	-	※老健事業廃止
訪問看護・居宅介護支援事業収益	54	60	163	244	訪問看護・居宅介護収益等
運営費負担金	245	245	1,129	975	運営費負担金(営業費用対応分)
その他営業収益	14	12	73	47	患者外給食収益・手数料等
営業外収益	5	5	15	20	
運営費負担金	3	3	14	11	運営費負担金(支払利息対応分)
その他営業外収益	2	2	1	9	受取利息及びひ配当金
資本収入	52	103	431	376	
運営費負担金	32	47	101	188	元金償還金対応分
長期借入金	20	56	330	188	長期借入金
その他資本収入	0	0	0	0	
その他の収入	0	0	0	0	
計	2,313	2,312	9,018	9,457	
支出					
営業費用	2,135	2,086	8,260	8,488	
医業費用	2,018	1,954	7,146	7,935	
給与費	1,526	1,464	5,363	5,885	病院事業給与費
材料費	219	214	807	866	病院事業材料費
経費	266	269	960	1,158	病院事業経費
研究研修費	7	7	16	26	病院事業研究研修費
(介護老人保健施設費用)	-	-	644	-	※老健事業廃止
訪問看護・居宅介護支援事業費用	57	62	192	246	訪問看護・居宅給与費
給与費	49	54	176	216	訪問看護・居宅材料費
材料費	1	1	1	4	訪問看護・居宅経費
経費	7	7	15	26	役員報酬・事務局人件費
一般管理費	60	70	277	307	支払利息・雑支出・消費税
営業外費用	14	14	61	284	
資本支出	89	155	551	576	資産購入費
建設改良費	20	56	330	188	長期借入金・移行前地方債償還債務
償還金 ㊶+㊷	69	99	221	388	
その他の支出	0	0	0	0	
計	2,238	2,255	8,871	9,348	

※「減価償却費」、「資産見返補助金等戻入」、「継承消耗品費」、「物品受贈益」等の非資金項目については、「予算」には計上されません。

2 収支計画【消費税抜きの金額】

(百万円)

区分	R5 (参考)	R6	R2~R5 (参考)	R6~R9	備考
収入の部					
営業収益 ①	2,345	2,305	8,972	9,232	
医業収益 ②	1,934	1,877	6,673	7,778	入院収益・外来収益等
(介護老人保健施設収益)	-	-	498	-	※老健事業廃止
訪問看護・居宅介護支援事業収益	55	60	162	244	訪問看護・居宅収益等
運営費負担金収益	277	292	1,230	942	運営費負担金(営業費用・元金償還金対応分)
※うち救急医療、保健衛生行政 ③	59	55	208	220	うち救急医療・保健衛生行政の運営費負担金
資産見返補助金等戻入	65	66	343	224	資産見返補助金等戻入
その他営業収益	14	10	66	44	患者外給食収益・手数料等
営業外収益 ④	5	5	15	20	
※運営費負担金(長期借入金等支払利息対応分)	3	3	14	11	運営費負担金(支払利息対応分)
臨時利益 ⑤	0	0	8	0	
承継消耗品費	0	0	8	0	
支出の部					
営業費用 ⑥	2,261	2,218	8,663	8,858	
医業費用 ⑦	2,144	2,082	7,534	8,313	
給与費 ⑧	1,523	1,463	5,352	5,881	病院事業給与費
材料費 ⑨	198	195	734	787	病院事業材料費
経費 ⑩	243	256	873	1,052	病院事業経費
減価償却費	174	162	560	570	病院事業減価償却費
研究研修費	6	6	15	23	病院事業研究研修費
(介護老人保健施設費用)	-	-	662	-	※老健事業廃止
訪問看護・居宅介護支援事業費用	56	61	190	242	
給与費	49	54	176	215	訪問看護・居宅介護支援給与費
材料費	1	1	1	4	訪問看護・居宅介護支援材料費
経費	6	6	13	23	訪問看護・居宅介護支援経費
一般管理費	61	75	277	303	役員報酬・事務局人件費
営業外費用 ⑪	66	72	231	283	支払利息・雑支出・控除対象外消費税※4
臨時損失	0	0	9	0	
物品受贈益	0	0	8	0	承継する消耗品費
その他	0	0	1	0	
純利益	23	20	91	111	
目的積立金取崩額	-	-	-	-	
純利益	23	20	91	111	

※4 控除対象外消費税…消費税において仕入れ税額控除ができない仮払い消費税等の額

(R6計上額65百万円、R6~R9計上額260百万円〔収支計画は消費税抜きの計上のため、「予算」で計上している消費税は、「収支計画」には計上されません。〕)

※「資本収入(運営費負担金を除く。）」、「資本支出」は、貸借対照表(資産と負債)に計上のため、「収支計画」に計上されません。

3 資金計画【消費税抜きの金額】

(百万円)

区分	R5 (参考)	R6	R2~R5 (参考)	R6~R9	備考
資金収入					
業務活動による収入	2,283	2,242	8,644	9,240	
診療業務による収入	1,934	1,877	6,673	7,778	入院収益・外来収益等
運営費負担金による収入	280	295	1,245	1,174	各運営費負担金
その他の業務活動による収入	69	70	726	288	訪問看護・居宅収益・その他営業収益
投資活動による収入	0	0	0	0	
その他の投資活動による収入	0	0	0	0	
財務活動による収入	22	58	331	197	
長期借入れによる収入	20	56	330	188	長期借入金
その他の財務活動による収入	2	2	1	9	利子
前期中期目標の期間よりの繰越金	314	275	0	275	
資金支出					
業務活動による支出	2,150	2,125	8,103	8,567	
給与費支出	1,626	1,584	6,091	6,363	各給与費
材料費支出	199	196	772	791	各材料費
その他の業務活動による支出	325	345	1,240	1,413	各経費等
投資活動による支出	18	52	330	171	
有形固定資産の取得による支出	18	52	150	171	資産購入費(医療機器等)
無形固定資産の取得による支出	0	0	180	0	資産購入費(システム)
その他の投資活動による支出	0	0	0	0	
財務活動による支出	75	105	250	411	
長期借入金の返済による支出⑩	29	70	40	297	長期借入金返済(新規分)
移行前地方債償還債務の償還による支出⑪	39	29	181	91	長期借入金返済(既存分)
その他の財務活動による支出	7	6	30	23	支払利息
次期中期目標の期間への繰越金	376	293	291	563	繰越金

① 移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

	R6 償還額	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
移行前地方債償還債務 ⑪	29	91	268	359

② 長期借入金償還債務

(単位:百万円)

	R6 償還額	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還債務 ⑩	70	297	101	398

【各指標計算根拠】

1 経費比率 (%)

算出方法	R4 (実績値)	R6 目標値
指標の意味		
分析の考え方		
$\frac{\text{経費⑩}}{\text{医業収益②} + \text{救急医療・保健衛生行政の運営費負担金③}} \times 100$	12.1	13.3
<p>医業収益の中で経費が占める割合を示す指標である。</p> <p>病院運営に必要な消耗品や光熱水費等の経費は、費用のうち職員給与費に次いで高い割合を占める要因の1つである。比率が高い場合は、その原因について分析し、改善へ向けて検討することが求められる。</p>		

2 材料費比率 (%)

算出方法	R4 (実績値)	R6 目標値
指標の意味		
分析の考え方		
$\frac{\text{材料費⑨}}{\text{医業収益②} + \text{救急医療・保健衛生行政の運営費負担金③}} \times 100$	14.1	10.1
<p>医業収益の中で材料費が占める割合を示す指標である。</p> <p>薬品費等を含む材料費は、費用のうち高い割合を占める要因の1つである。比率が高い場合は、その原因について分析し、改善へ向けて検討することが求められる。</p>		

3 医業収益対給与費比率 (%)

算出方法	R4 (実績値)	R6 目標値
指標の意味		
分析の考え方		
$\frac{\text{給与費⑧}}{\text{医業収益②} + \text{救急医療・保健衛生行政の運営費負担金③}} \times 100$	68.2	75.8
<p>医業収益の中で職員給与費が占める割合を示す指標である。</p> <p>病院は人的サービスが主体となる事業であり、職員給与費が最も高い割合を占めることとなる。このため、職員給与費をいかに適切なものとするかが重要なポイントとなる。職員給与費対医業収益比率が高い病院にあっては、職員配置、給与表及び特殊勤務手当等が適切かについて検討する必要がある。</p>		

4 医業収支比率 (%)

算出方法	R4 (実績値)	R6 目標値
指標の意味		
分析の考え方		
$\frac{\text{医業収益②} + \text{救急医療・保健衛生行政の運営費負担金③}}{\text{医業費用⑦}} \times 100$	97.6	92.7
<p>病院の本業である医業活動から生じる医業費用に対する医業収益の割合を示す指標である。</p> <p>医業費用が医業収益によってどの程度賄われているかを示すものであり、医業活動における経営状況を判断するものである。</p>		

5 修正医業収支比率 (%)

算出方法	R4 (実績値)	R6 目標値
指標の意味 分析の考え方		
$\frac{\text{医業収益②}}{\text{医業費用⑦}} \times 100$	95.0	90.1
<p>医業収益から他会計負担金、運営費負担金等を除いたもの（修正医業収益）に対する医業収益の割合を示す指標である。</p> <p>医業費用が運営費負担金等を除いた医業収益によってどの程度賄われているかを示すものであり、医業活動における経営状況を判断するものである。</p>		

6 経常収支比率 (%)

算出方法	R4 (実績値)	R6 目標値
指標の意味 分析の考え方		
$\frac{\text{営業収益①} + \text{営業外収益④}}{\text{営業費用⑥} + \text{営業外費用⑩}} \times 100$	108.8	100.9
<p>営業費用、営業外費用に対する営業収益、営業外収益の割合を表し、通常の病院活動による収益状況を示す指標。</p> <p>当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。また、運営費負担金も含まれているため 100%以上となった場合でも、その要因が、営業活動による利益と運営費負担金のいずれによるものか留意する必要がある。</p>		

※端数により一致しない部分があります。

地方独立行政法人たつの市民病院機構年度計画（案）

第1 年度計画の期間

年度計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び龍野健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。

5疾病への対策については、回復期病床を中心とした基幹病院の後方支援の役割を踏まえ、それぞれ疾病ごとの積極的な医療提供に取り組む。

がん治療については、がん拠点病院や基幹病院等での治療後のフォローを行う。脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患については、高度・専門的な医療機関で急性期治療を終えた患者の回復期リハビリテーションを積極的に受け入れ在宅復帰となるよう取り組む。

糖尿病については、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図るとともに、糖尿病を得意とする医師の確保に努め、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組む。

精神疾患については、うつ病・認知症・発達障害・依存症等の患者や高齢化に伴う身体合併症を有する精神障害者の対応が必要な場合は精神科病院や受入可能な医療機関と連携を図る。

圏域内の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえた必要な病床を確保し地域医療構想との整合を図る。

【年度数値目標】

項目	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
高度急性期病床 (床)	4	4
急性期病床 (床)	36	36
回復期リハビリ病床 (床)	40	40
地域包括ケア病床 (床)	40	40

(2) 救急医療の安定化

救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、24時間365日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。

救急対応や他の医療機関からの重急性期以降の二次救急医療による入院に対

して、ベッドコントロールや職員間の引継ぎ体制を充実させ、受入れ体制の強化を図る。

【年度数値目標】

項目	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
地域救急貢献率 (%)	2. 1 2	2. 1 8
救急入院患者数 (人)	4 7 0	4 7 0

(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院－在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携について地域連携室を中心に取り組むことで、入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。

回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。

在宅医療については、在宅療養支援病院として、地域における中心的な役割を担うとともに、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。

また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。

訪問看護ステーションについては、24時間対応の実施やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、病院事業との連携による看取りも含めた切れ目のない医療サービスの提供の一翼を担う。

【年度数値目標】

項目	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
年間紹介率 (%)	4 3. 9	4 5. 0
年間逆紹介率 (%)	1 7. 4	3 0. 0
一般病棟在宅復帰率 (%)	7 5. 5	9 0. 0
回復期病棟在宅復帰率 (%)	9 9. 1	9 5. 0
訪問診療件数 (件)	8 5 1	8 7 0
訪問看護ステーション利用者数 (人)	5, 6 3 5	5, 6 0 0

(4) へき地医療の提供

へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステー

ションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。

【年度数値目標】

項目	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
室津診療所患者数（人）	1,074	900

(5) 新興感染症対応と予防医療の充実

新興感染症対応への平時からの取組については、公的医療機関としての役割を担うため、感染拡大時に備えた会議を実施し、近隣病院との情報提供に努める。また、発熱外来用のプレハブ等感染拡大時に活用しやすい施設の整備や維持管理を行うとともに、感染防護具、衛生資材、検査薬等、院内の備蓄体制を整える。

新興感染症の感染拡大時については、感染対策室が院内の感染症対策拠点となり、たつの市、龍野健康福祉事務所、医師会など、地域の関係機関との情報共有に努め、相互応援体制の構築を図る。

また、インフルエンザやコロナワクチン等の予防接種に積極的に対応するとともに、海外渡航時の感染症対策等の啓発を図る。

市民総合健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、受診者のニーズを踏まえ質の向上を図る。

【年度数値目標】

項目	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
人間ドック受診者数（人）	806	650
感染対策会議実施回数（回）	4	4

(6) 災害時の対応

西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルを勘案し、医薬品の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、地域医療情報センターからの求めに応じて対応する。

災害時に備えたBCP（事業継続計画）を整備し、災害訓練の積極的な実施等を行い、災害時の医療体制の強化を図る。

【年度数値目標】

項目	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
災害訓練回数（回）	1	1

(7) 播磨姫路圏域における連携強化

たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体とそれぞれの団体が主催する会合等を通じて、更なる連携強化を図る。

播磨姫路圏域で中核的医療を担う基幹病院とは、回復期機能・初期救急等の役

割を明確にした上で、連携体制を構築する。また、圏域内の医療機関とは圏域会議、研修会等を通じて、連携強化及び充実を図る。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。

【年度数値目標】

項目	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
連携事業数 (事業)	2	2

2 地域住民や患者が安心できる医療の提供

(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全については、医療安全推進部会を中心に、インシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施する。また、各種委員会・部会・カンファレンス等と連携し情報発信することで、迅速な対応と職員の医療安全管理の意識向上を図る。

医療サービスの質の向上については、市民病院機構における様々な医療の質や機能をクオリティインディケータの手法を用いて測定及び公表を行うとともに、医療サービスの改善を図る。

また、医療の質の向上を図るため、第三者機関による中立的・科学的な評価となる病院機能評価の受審、認定に向け取り組む。

入院医療については、クリティカルパスの充実を図ることで、医療の標準化に取り組み、患者・家族に対して治療内容を明確に理解してもらうことで、医療サービスの質の向上を図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
医療の質の測定・公表回数 (回)	1	1
1か月間・100病床当たりのインシデント・アクシデント報告件数 (回/月)	53.6	61.0
クリティカルパス適用数 (件)	35	50

(2) 患者満足度の向上

患者満足度調査（患者アンケート）をサービス向上委員会を中心に定期的に実施し、患者のニーズや課題の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備等の患者の要望に対し、患者本位の業務改善や対策を図る。

苦情や要望については、院内にご意見箱を設置し、医療安全対策室を中心に担当部署や職員と情報共有し、迅速な改善や対応に努める。

また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を

選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
入院患者満足度 (%)	91.2	92.0
外来患者満足度 (%)	94.0	90.0

(3) 職員の接遇向上

接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。

接遇に係る患者満足度調査（患者アンケート）の結果や苦情の内容について、職員への周知を徹底し、職員の日々の接遇に対する意識付けを図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
入院患者接遇満足度 (%)	87.9	90.0
外来患者接遇満足度 (%)	100.0	90.0
接遇研修実施回数 (回)	5	4

(4) 市民への情報発信

ホームページの定期的な更新や紹介動画等のICTを活用することで、積極的な情報発信に努める。また、病院内外に向けて院内掲示の充実、院内広報誌の作成、市広報やマスコミへの情報提供等、情報発信の充実を図る。市民公開講座及び出前講座を開催し、健康増進の啓発を図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
出前講座実施回数 (回)	22	20
ホームページ情報発信回数(回)	3	12

3 医療の従事者の確保と育成

(1) 医療従事者の確保

安定的に医療を提供するため、大学への医師派遣の依頼、人材紹介会社の活用、ホームページによる採用情報の発信等、医師の確保を図る。

また、ホームページの採用ページの充実、実習生の積極的な受入、看護学校等への訪問、ナースバンクへの登録、インターンシップや見学会、体験事業の受入、就職説明会への参加等、市民病院機構を広くPRし、看護師やその他医療職の確保を図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
医師数 (人)	8	10
看護師数 (人)	82	82
その他医療職 (人)	47	47

(2) 医療従事者の育成

地域を支える医療を実現できる人材を育成するため、職種やキャリアに応じた育成プランを構築し、医療従事者一人ひとりの成長に合わせたステップアップを支援する。

医療従事者の育成に必要な研修については、管理職によるマネジメントを徹底し、計画的に実施するとともに、eラーニングや電子書籍等のICTを活用し職員の自主性を促す研修体制を充実させることで、組織全体として研修の受講を積極的に推進する組織風土を根付かせ、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援する。

病院運営において有益な専門資格や認定の取得については、取得における職場でのサポートや資格手当の充実等による支援体制を整備する。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
院内研修実施回数 (回)	85	90
院外研修参加人数 (人)	63	60

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織ガバナンスの確立

(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保

理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、理事会の適切な運営に努めるとともに、意思決定を確実に遂行するため、経営幹部会、連絡会について適切に運営する。

また、病院の経営戦略に即した効率的で柔軟な組織改編や人員配置を実施する。専門職員については、病院経営特有の専門知識を持った優秀な人材を確保する。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
法人採用事務職員 (人)	4	4

(2) 目標管理のモニタリングと評価

理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、理事会の適切な運営に努めるとともに、意思決定を確実に遂行するため、経営幹部会、連絡会について適切に運営する。

また、病院の経営戦略に即した効率的で柔軟な組織改編や人員配置を実施する。専門職員については、病院経営特有の専門知識を持った優秀な人材を確保する。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
マネジメントレビュー実施回数 (回)	2	2

(3) コンプライアンスの徹底

職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規程の遵守を徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や職員間での最新情報の共有を図る。

ハラスメント対策については、ハラスメントを未然に防ぐため研修や相談体制の充実を図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
コンプライアンス研修実施回数 (回)	7	6

(4) リスクマネジメント体制の充実

リスクマネジメント体制については、リスク管理委員会においてリスク管理を適正に行う。

個人情報保護については、改正個人情報保護法に対応するとともに、職員への周知徹底を図り適切な対応に努める。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
リスク管理委員会実施回数 (回)	6	6

(5) デジタル化の推進

電子カルテシステムや部門システム等を活用し、業務の負担軽減や効率化を図る。マイナンバーカードの健康保険証利用については、引き続き利用促進を図る。

情報セキュリティの安全管理のため職員や担当者向けの講習会や研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの向上を図る。

また、病院を対象とした「ランサムウェア」等のサイバー攻撃に対応したバックアップシステムの構築や損害賠償保険の加入等を行い、情報セキュリティ対策を強化する。

2 職員の士気の向上

(1) 職員の意識改革

市民病院機構の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員は基より、全職員とも共有を図り、職員一丸となって前向きな姿勢で職務に取り組んでいく組織風土への醸成を図る。

組織内での伝達体系の強化やICTの活用等によって、市民病院機構全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等の共有を図る。

(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応

職員が業務に専念できる環境を整えるため、職員満足度アンケートを実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。

ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業からの復職を支援する仕組みの検討等、仕事と家庭が両立できる環境を推進していく。

多職種のリエゾンチームによるチーム医療の推進や看護補助者の積極的な活用等によりタスクシェアやタスクシフトを推進し、医療職の負担軽減に取り組む。

医師の働き方改革については、非常勤医師による宿日直体制の整備等常勤医師の時間外労働軽減に取り組む。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
年間有給取得日数 (日)	12.7	12.1
看護師離職率 (%)	4.7	7.5
正規職員離職率 (%)	8.4	8.0

(3) 人事制度・給与体系の構築

人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用を図るとともに、社会情勢に適応し、評価に基づく給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の増加・確保

(1) 病床利用率・診療単価の向上

部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、予測できない医療環境の変化に柔軟に対応しながら他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受け入れることで、新規入院患者数の増加や病床利用率の向上を図る。

診療単価については、診療報酬改定項目の分析を行い、算定可能である項目の

体制整備を行うことで、現在の診療単価を確保の上、さらなる診療単価向上を図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
1日平均入院患者数（人）	96.5	99.2
1日平均外来患者数（人）	175.7	153.0
新規入院患者数（人）	1,249	1,500
病床利用率（%）	80.4	82.5
入院診療単価（円）	42,483	39,500
外来診療単価（円）	10,313	9,500

(2) 医療環境の変化への対応

診療報酬の改定や法改正については、適切な診療報酬を確保し、安定的な収益向上を図るため、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。

診療報酬の査定減・返戻・請求漏れについては、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、診療報酬に係る査定や返戻の結果と対応策について、診療部と医事部門による定期的な情報共有や検討を実施し、診療報酬請求の精度向上を図る。

未収金については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。

生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
診療報酬査定率（%）	0.14	0.10

2 経費削減・抑制

(1) 施設管理の強化

施設の維持修繕については、中期計画期間において計画的に実施することで、施設の長寿命化を図る。

また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し、改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高め、積極的にコスト削減を図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
経費比率 (%)	12.1	13.3

(2) 医療機器の適正な管理

医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い、機能を維持する。

医療機器の更新については、整備計画に基づき、医療機器購入検討委員会を中心に必要性や費用対効果を勘案した上で、計画的に更新を行う。

(3) 材料費の抑制

医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するSPDによる適正な在庫管理を行う。また、診療材料委員会を中心として診療材料に導入しているSPDの運用方法や診療材料の費用対効果を検討し材料費の抑制を図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
材料費比率 (%)	14.1	10.1

(4) 人件費の適正化

市民病院機構職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、人件費の適正化を図るため、限りある人材を最大限に生かし、効率的かつ効果的な人員配置や組織体系の整備を行う。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
医業収益対給与費比率 (%)	68.2	75.8

(5) 効率的な予算執行

予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算配分の適正実施を引き続き確保し、厳格に予算管理を行うとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した効率的な予算執行を行う。

(6) 契約方法の見直し

契約方法については、定期的に精査し、複数年契約等の契約期間や契約内容の見直しを行い、調達コストの削減を図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
契約見直し件数 (件)	2	2

3 経営基盤の強化

(1) 中期目標期間の経営

中期目標の確実な達成とさらなる発展を目指し、理事長を筆頭に役員が中心となって職員全体による経営改革を推進できる体制を確保する。また、地域に根差した中長期的な視点で戦略的な病院経営を行い、中期目標期間における一層の経常収支の黒字に努めるとともに、医業収支比率及び修正医業収支比率の向上を図る。

【年度数値目標】

	令和4年度 実績	令和6年度 目標値
経常収支比率 (%)	108.8	100.9
医業収支比率 (%)	97.6	92.7
修正医業収支比率 (%)	95.0	90.1

(2) 運営費負担金

運営費負担金及び運営費交付金については、中期目標に示された不採算医療等を実施するために総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じて必要な金額を計上する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 附帯事業

附帯事業となる訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所及び室津診療所については、それぞれの事業において地域のニーズに応えながら、病院事業との連携を密にして効率的な運営に努める。

第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算 (令和6年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	2, 204
医業収益	1, 887
訪問看護・居宅介護支援事業収益	60
運営費負担金	245
その他営業収益	12
営業外収益	5
運営費負担金	3
その他営業外収益	2
資本収入	103
運営費負担金	47
長期借入金	56
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	2, 312
支出	
営業費用	2, 086
医業費用	1, 954
給与費	1, 464
材料費	214
経費	269
研究研修費	7
訪問看護・居宅介護支援事業費用	62
給与費	54
材料費	1
経費	7
一般管理費	70
営業外費用	14
資本支出	155
建設改良費	56
償還金	99
その他の支出	0
計	2, 255

【人件費の見積】

期間中総額1, 584百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省

が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方による。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

2 収支計画（令和6年度）

(単位:百万円)

区分	金額
収入の部	
営業収益	2, 305
医業収益	1, 877
訪問看護・居宅介護支援事業収益	60
運営費負担金収益	292
資産見返補助金等戻入	66
その他営業収益	10
営業外収益	5
臨時利益	0
承継消耗品費	0
支出の部	
営業費用	2, 218
医業費用	2, 082
給与費	1, 463
材料費	195
経費	256
減価償却費	162
研究研修費	6
訪問看護・居宅介護支援事業費用	61
給与費	54
材料費	1
経費	6
一般管理費	75
営業外費用	72
臨時損失	0
物品受贈益	0
その他	0
純利益	20
目的積立金取崩額	-
純利益	20

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

3 資金計画（令和6年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	
業務活動による収入	2, 242
診療業務による収入	1, 877
運営費負担金による収入	295
その他の業務活動による収入	70
投資活動による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	58
長期借入れによる収入	56
その他の財務活動による収入	2
前期中期目標の期間よりの繰越金	275
資金支出	
業務活動による支出	2, 125
給与費支出	1, 584
材料費支出	196
その他の業務活動による支出	345
投資活動による支出	52
有形固定資産の取得による支出	52
無形固定資産の取得による支出	0
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	105
長期借入金の返済による支出	70
移行前地方債償還債務の償還による支出	29
その他の財務活動による支出	6
次期中期目標の期間への繰越金	293

（注1）金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

（1）限度額 500百万円

（2）想定される短期借入金の発生事由

ア 一時的な資金不足への対応

イ 大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

- 1 出資等に係る不要財産の処分に関する計画
なし

第9 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし

第10 剰余金の使途

- 1 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

第11 料金に関する事項

- 1 料金

料金は、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)その他法令等により診療等を受ける者に係る料金
当該法令の定めるところにより算定した額。
- (2) 前号以外の額
別に理事長が定める額。

- 2 減免

理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 料金を納付する資力がないと認める者
(2) その他理事長において特に必要があると認める者

第12 地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める事項

- 1 施設及び整備に関する計画

(単位:百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
施設、医療機器等整備	56	たつの市長期借入金等

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

	令和6年 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
移行前地方債償還債務	29	330	359

(2) 長期借入金償還債務

(単位:百万円)

	令和6年 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還債務	70	328	398

参 考



地方独立行政法人 たつの市民病院機構
第2期中期目標

たつの市

目 次

前 文.....	1
第1 中期目標の期間.....	2
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項.....	2
1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割.....	2
(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供.....	2
(2) 救急医療の安定化.....	2
(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実.....	2
(4) へき地医療の提供.....	2
(5) 新興感染症対応と予防医療の充実.....	2
(6) 災害時の対応.....	2
(7) 播磨姫路圏域における連携強化.....	2
2 地域住民や患者が安心できる医療の提供.....	3
(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上.....	3
(2) 患者満足度の向上.....	3
(3) 職員の接遇向上.....	3
(4) 市民への情報発信.....	3
3 医療の従事者の確保と育成.....	3
(1) 医療従事者の確保.....	3
(2) 医療従事者の育成.....	3
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項.....	3
1 組織ガバナンスの確立.....	3
(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保.....	3
(2) 目標管理のモニタリングと評価.....	3
(3) コンプライアンスの徹底.....	4
(4) リスクマネジメント体制の充実.....	4
(5) デジタル化の推進.....	4
2 職員の士気の上昇.....	4
(1) 職員の意識改革.....	4
(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応.....	4
(3) 人事制度・給与体系の構築.....	4
第4 財務内容の改善に関する事項.....	4
1 収入の増加・確保.....	4
(1) 病床利用率・診療単価の向上.....	4
(2) 医療環境の変化への対応.....	4

2	経費削減・抑制.....	5
	(1) 施設管理の強化.....	5
	(2) 医療機器の適正な管理.....	5
	(3) 材料費の抑制.....	5
	(4) 人件費の適正化.....	5
	(5) 効率的な予算執行.....	5
	(6) 契約方法の見直し.....	5
3	経営基盤の強化.....	5
	(1) 中期目標期間の経営.....	5
	(2) 運営費負担金.....	5
第5	その他業務運営に関する重要事項.....	5
1	附帯事業.....	5

前 文

たつの市民病院（以下「市民病院」という。）は、たつの市南部に位置する御津町において、前身の公立御津病院として昭和27年4月の開院以来半世紀以上にわたり、救急医療を始めとする政策医療を担うとともに、地域住民が安心できる医療の提供をしてきた。

令和2年4月1日には、引き続き市民病院が担うべき役割を確実に果たすとともに長期的かつ安定的な運営を目指し、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）に経営形態を移行した。

第1期中期目標期間においては、法人移行後の1期目として、各会議体や組織の形成、教育方針の決定をはじめ法人の礎となる体制を築くとともに、医療の面では、救急医療の充実、在宅医療の強化、へき地医療の安定化等の計画に掲げる医療を着実に提供し、財務の面では、診療単価の向上など経費経営改革を着実に進め、中期目標の達成に向け計画通り進んでいる。

特に、法人へ移行後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療を取り巻く環境が日々変遷していく中、地域の最前線に位置する医療機関として地域に求められる医療を提供することで、市民病院が担うべき役割を果たしてきた。

公立病院では、国が示す「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」において、地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能の明確化、地域包括ケアシステムの構築等に向けた取組が求められている。今後、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、医師・看護師等の医療資源を最大限効率的に活用し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、地域の医療ニーズに応じていかなければならない。

第2期中期目標の策定に当たっては、このような社会情勢の変化に対応しながら、市民が健やかに暮らせるまちの実現のため、第1期での取組を更に充実させ、市民病院機構が担うべき役割を確実に果たすとともに法令を遵守した効率的・効果的な法人運営に期待する。

市は、ここに市民病院機構が達成すべき業務の目標とする中期目標を定めるものとし、この中期目標を確実に達成するための具体的な中期計画の策定及び進捗管理を求める。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

兵庫県が策定する地域医療構想との整合性を図ること。病床機能については、地域医療構想を十分に踏まえながら、今後の医療需要の動向に対応すること。

(2) 救急医療の安定化

地域全体における救急医療の安定化に貢献する役割を果たすため、休日・夜間を含めた内科系患者の受入体制を維持・充実させること。

(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的な医療機関として中心かつ先導的な役割を果たすこと。

特に、地域の在宅支援においては、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として、訪問診療を始めとした在宅医療体制を充実させること。

(4) へき地医療の提供

室津地区における医療については、安定的に確保すること。

(5) 新興感染症対応と予防医療の充実

既存の感染症への対応はもとより、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備するとともに、地域の公的な医療機関として中心かつ先導的な役割を果たすこと。

市民病院の設備及び人員を生かし、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図り、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組むこと。

(6) 災害時の対応

市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。

(7) 播磨姫路圏域における連携強化

播磨姫路圏域において、市民病院が担うべき役割や機能を明確にした上で、基幹病院、地域の医療機関や医師会、歯科医師会等の関係団体との連携を強化及び充実すること。

2 地域住民や患者が安心できる医療の提供

(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全や感染防止対策は、情報収集と分析、情報共有を行い、予防や再発防止等の対策を徹底すること。医療サービスの質については、適切な指標を用い測定、分析及び公表することで、市民病院機構全体における向上を目指すこと。

(2) 患者満足度の向上

患者満足度や患者のニーズを的確に把握した上で、入院患者や外来患者の満足度の向上に繋がる対策を講じ、患者サービスの一層の向上を図ること。

(3) 職員の接遇向上

職員一人ひとりに接遇の重要性に対する意識を浸透させ、研修を実施する等、職員の接遇の向上を図ること。

(4) 市民への情報発信

医療サービスや市民病院機構の運営状況について市民の理解を深めるため、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。

3 医療の従事者の確保と育成

(1) 医療従事者の確保

地域住民に対して安心できる医療を安定的に提供できるよう、医師の確保を図ること。また、看護師を始めとした医療従事者についても、医療機能を十分に発揮するために必要な人材の確保を図ること。

(2) 医療従事者の育成

医療水準の向上を図るため、医療従事者に対して必要な教育や研修体制を充実させること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織ガバナンスの確立

(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保

弾力的な人員配置を実施し、市民病院機構を効率的に運営する組織体制を整備すること。

また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当、医師、看護師等医療職の確保を担う人事担当、資金の借入れや運用を担う財務担当に専門的知識をもった職員を確保するとともに、病院経営において必要な人材を育成すること。

(2) 目標管理のモニタリングと評価

経営改革を的確に実施するため、市民病院機構全体はもちろんのこと、所属ごと及び階層ごとの目標管理のモニタリングと評価を継続して実施すること。

(3) コンプライアンスの徹底

医療法（昭和23年法律第205号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、行動規範と倫理の確立に取り組むこと。

(4) リスクマネジメント体制の充実

個人情報保護をはじめ市民病院機構を取り巻く様々なリスク管理を適切に実施するため、リスクマネジメント体制の充実を図ること。

(5) デジタル化の推進

デジタル化を積極的に推進し、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代の環境の変化に対応することで、効率的な法人運営を図ること。

また、サイバー攻撃への対応等医療情報管理の観点から情報セキュリティ対策の強化に努めること。

2 職員の士気の向上

(1) 職員の意識改革

市民病院機構の目標を達成するために、計画や目標等の情報を全職員が共有し浸透させる取組を充実させ、職員全体の意識改革に努めること。

(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応

ワークライフバランスに配慮し、職員が本来業務に専念できる体制を確保すること。

タスク・シフト/シェアを含めた職場環境の整備を図る等、医師をはじめとした職員の働き方改革に対する取組を進めること。

(3) 人事制度・給与体系の構築

職員の給与は、勤務成績や市民病院機構の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。また、職員のモチベーション向上につながる人事制度や給与体系の構築を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の増加・確保

(1) 病床利用率・診療単価の向上

診療体制を充実させ、新規入院患者の増加や病床利用率の向上による増収を図ること。また、診療機能に見合った適切な収入を確保する等、診療単価の向上を図ること。

(2) 医療環境の変化への対応

法改正や診療報酬改定に迅速に対応し、収益の改善を図ること。

2 経費削減・抑制

(1) 施設管理の強化

施設管理に伴う維持管理費についてコスト削減を図ること。

(2) 医療機器の適正な管理

医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、計画的に整備すること。

(3) 材料費の抑制

医薬品や診療材料等の在庫管理を適正に行い、費用の抑制を図ること。

(4) 人件費の適正化

市民病院機構の規模に見合った最適な人員管理及び人事配置を行い、人件費の適正化を図ること。

(5) 効率的な予算執行

予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度を活用し、効率的な予算執行を図ること。

(6) 契約方法の見直し

地方独立行政法人のメリットを生かし、契約方法や購入方法について、民間的手法を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図ること。

3 経営基盤の強化

(1) 中期目標期間の経営

理事長のリーダーシップの下、組織一体となって経営改革に取り組み、安定し自立した経営基盤を確立することで、目標期間中の一層の経常収支の黒字に努めること。

(2) 運営費負担金

運営費負担金は、公的な医療機関としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策医療等の実施等に伴う独立採算が困難な経費について負担するものであり、中期計画において適切に反映すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 附帯事業

附帯事業として実施する訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所、室津診療所等について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえた上で運営すること。

令和5年度 評価委員会スケジュール

区分	内容	2023年										2024年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
評価委員会の開催					1回目 (7/4) 2回目 (7/25)		3回目 (9/19)	4回目 (10/10)	5回目 (11/28)			6回目 (1/23)		
令和4年度 業務実績評価	令和4年度の実績評価に 対する意見				→									
中期目標期間業務実 績見込に関する評価	中期目標期間の実績評 価に対する意見				→									
中期目標期間 終了時の検討	中期目標の期間の終了 時の検討に係る意見 (事業継続の可否)				→									
目標、計画策定等	第2期中期目標						→			市議会				
	第2期中期計画								→				市議会	

令和5年度第5回地方独立行政法人たつの市民病院機構

評価委員会

【当日資料】



番号	質問内容	回答
(1) 第2期中期計画(案)に関する御質問		
	質問者	お見込みのとおりです。
	該当ページ	
①	<p data-bbox="478 241 817 277" style="text-align: center;">【参考資料】 全般</p> <p data-bbox="159 277 817 313">【確認】</p> <p data-bbox="159 313 817 694">第5回の評価委員会は、「第2期中期計画(案)について」の協議・報告事項が議題ありますが、本計画(案)を読み解くには、【参考資料】の各資料を突き合わせて確認することが必要であります。この中でも、特に「中期目標に対応する中期計画の項目及び指標と中期計画に基づいた各年度計画における指標について」の資料(p10～p18)が総括資料となっています。</p> <p data-bbox="159 694 817 940">そこで、今回の協議・報告にあたっては、まず、この資料から、各資料との関連性を説明してください。私が全資料の関連性を理解するのに時間が要したことでもあり、各委員にも分かりやすく説明をしてください。具体的には、以下の理解をしています。</p> <p data-bbox="159 940 817 1388">A3の表の「中期目標(R6～R9)の項目」は、前回の委員会で協議・報告された「中期目標」であり、「中期計画(R6～R9)項目」が、今回の評価委員会の議題となっています。そして、朱書された部分が、「第2期中期計画(案)」として作成された内容となっています。その右横の指標が、「第2期中期計画(案)」に記載されている目標値です。指標の中で朱書の部分は、今回、新しく策定した「中期計画期間(4年後)における数値目標値」です。</p> <p data-bbox="159 1388 817 1635">また、右端の「年度計画(R6)の指標」は、【参考資料】のp29～pp44に記載された「年度計画(案)」の「令和6年度数値目標」値を記載したものです。同様に、朱書の指標は、今回、新しく策定した「年度計画(R6年)における数値目標値」です。</p> <p data-bbox="159 1635 817 2024">以上の理解でいいですか。</p>	

番号	質問内容		回答
②	質問者	委員	以下に記載
	該当ページ	【参考資料】各箇所	
	<p>【確認と質問】</p> <p>中期計画の数値目標は、「令和4年度実績」から改善や向上がなされた結果が「令和9年度目標値」であり、向上（改善）値であるはずですが。しかし、「令和9年度目標値」が下がっているものがあります。また、令和5年度計画値においても下がっているものがあります。理由（根拠）を説明してください。</p> <p>計画の内容には、改善や向上、充実を図るなどの記載が書かれていますが、目標値を下げる状況認識は記載されていません。以下、その目標値です。</p>		
③	質問者	委員	<p>外来患者の満足度については、全国平均が64.7%となっている中、令和4年度実績を含め高い水準で推移しており、一定の基準を満たしていると考えています。</p> <p>職員の入れ替わりや対応する職員が多い外来において継続して90%の高水準を安定的に維持していくことを重視した目標としました。</p>
	該当ページ	【参考資料】6P	
	<p>(2) 患者満足度の向上</p> <p>「外来患者満足度 (%)」</p> <p>令和4年度実績 94.0</p> <p>➡ 令和9年目標値 90.0</p>		
④	質問者	委員	<p>外来患者接遇満足度についても、全国平均が63.5%となっている中、令和4年度実績を含め高い水準で推移しており、一定の基準を満たしていると考えています。</p> <p>職員の入れ替わりや対応する職員が多い外来において継続して90%の高水準を安定的に維持していくことを重視した目標としました。</p>
	該当ページ	【参考資料】7P	
	<p>(3) 職員の接遇向上</p> <p>「外来患者接遇満足度 (%)」</p> <p>令和4年度実績 100.0</p> <p>➡ 令和9年度目標値 90.0</p>		
⑤	質問者	委員	<p>年間有給取得日数については、全国平均値が9.9日となっており、令和4年度までの実績から一定の有給取得は確保ができていると考えています。</p> <p>取得日数の取組として、病院という職場上、ほとんどの部署が土日も含めたシフト業務であり、現在各部署毎月一人が1日の有給休暇取得する対応を推進しています。</p> <p>第2期に向けては、その方向性を確保しながらも、取得しやすい環境整備や声かけに取り組むことで、基本目標としていた第1期の年間12日から少しずつ上昇する目標といたしました。</p>
	該当ページ	【参考資料】9P	
	<p>(2) 働きやすい職場環境の確保と働き改革への対応</p> <p>「年間有給取得日数 (日)」</p> <p>令和4年度実績 12.7</p> <p>➡ 令和9年度目標値 12.4</p> <p>※働き方改革は、役員等が実行すべき「ガバナンス改革」の柱となります。目標値が下がることに問題点はありますか。</p>		

番号	質問内容		回答
⑥	質問者	委員	<p>今回、経営指標の目標を設定するに当たり、令和2年度から令和4年度の収益や費用は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けています。</p> <p>令和9年度の目標値や収支計画については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、令和5年度の上半期の実績から新型コロナウイルス感染症に係る診療実績を除き算出いたしました。</p> <p>その結果として、令和5年度実績は令和4年度実績を下回る見込みとなりますが、少しずつ上昇する目標を設定しています。</p> <p>なお、財政計画に係る目標につきましては、国の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において専門家のご助言を踏まえ、確認いただきながら作成しています。</p>
	該当ページ	【参考資料】9P	
	<p>(1) 病床利用率・診療単価の向上</p> <p>「1日平均外来患者数(人)」</p> <p>令和4年度実績 175.7</p> <p>➡ 令和9年度目標値 154.5</p> <p>「入院診療単価」</p> <p>令和4年度実績 42,483</p> <p>➡ 令和9年度目標値 39,800</p> <p>「外来診療単価」</p> <p>令和4年度実績 10,313</p> <p>➡ 令和9年度目標値 9,600</p>		
⑦	質問者	委員	<p>当該目標についても、令和2年度から令和4年度の収益や費用は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けています。</p> <p>令和9年度の目標値や収支計画については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、令和5年度の上半期の実績から新型コロナウイルス感染症に係る診療実績を除き算出いたしました。</p> <p>令和5年度上半期の実績は、経常収支比率105.7%、医業収支比率95.1%、修正医業収支比率90.4%となっておりますが、10月以降は新型コロナウイルス感染症の診療単価も変更され、昨年度と比較すると減少見込みです。</p> <p>以上の点を踏まえ、医療環境が大きく変化していく中で現状に即した見込みの中での目標設定とさせていただきます。</p>
	該当ページ	【参考資料】11・18・39P	
	<p>(1) 中期目標期間の経営</p> <p>「経常収支比率(%)」</p> <p>令和4年度実績 108.8</p> <p>➡ 令和9年度目標値 102.3</p> <p>【参考資料】令和5年度計画値 100.9</p> <p>「医業収支比率(%)」</p> <p>令和4年度実績 97.6</p> <p>➡ 令和9年度目標値 95.8</p> <p>【参考資料】令和5年度計画値 92.7</p> <p>「修正医業収支比率(%)」</p> <p>令和4年度実績 95.0</p> <p>➡ 令和9年度目標値 93.1</p> <p>【参考資料】令和5年度計画値 90.1</p> <p>※重要な経営指標であります、法人の経営を取り巻く状況認識をご説明願います。</p>		
⑧	質問者	委員	<p>中期計画の見出しは、前回協議いただきました中期目標の見出しと整合を取っているため、「デジタル化の推進」とさせていただきます。</p>
	<p>(5) デジタル化の推進</p> <p>見出しの改訂案(修正が可能であれば)</p> <p>➡ デジタル化の推進と情報セキュリティの強化</p>	【参考資料】8P	

番号	質問内容		回答
⑨	質問者	委員	<p>材料費について、令和4年度実績と比較して、今後はコロナ感染症対応に係る医薬品費や感染防護具等の診療材料費、高額な手術に係る診療材料費の実績等は減少する見込みであることを踏まえ、現状に即した目標値の設定とさせていただきます。</p>
	該当ページ	【参考資料】 11P	
	<p>(1) 材料費の抑制</p> <p>令和4年度実績 14.1</p> <p>➡ 令和9年度目標値 10.1</p> <p>大幅な改善が計画されています。その理由は何ですか。</p>		

番号	質問内容		回答
(2) 上記以外に関する御質問欄			
①	質問者	委員	<p>「中期計画・年度計画数値一覧表」の色分けについては、</p> <p>①朱書の項目は、今回の計画から削除したものの</p> <p>②緑書の項目は、今回の計画から追加したものの</p> <p>③黄書の部分は中期計画の指標項目及びR6とR9の目標値としています。</p>
	該当ページ	【参考資料】 21P	
	<p>「中期計画・年度計画数値一覧表」の色分けについて説明願います。以下の確認です。</p> <p>①朱書の項目は、今回の計画から削除したものの</p> <p>②緑書の項目は、今回の計画から追加したものの</p> <p>③黄書の部分はどのような意味か不明</p>		



令和5年11月 日

地方独立行政法人たつの市民病院機構
評価委員会委員 各位

地方独立行政法人たつの市民病院機構
評価委員会委員長 松田 貴典

地方独立行政法人たつの市民病院機構役員報酬等支給基準の変更に係る意見について（照会）

師走のみぎり、貴台におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、たつの市長から地方独立行政法人法の規定に基づき、別添のとおり「地方独立行政法人たつの市民病院機構の役員報酬等支給基準」の変更についての通知がありました。

つきましては、同法の規定に基づき、同基準変更に対して御意見がある場合は、12月 日までに申し出ていただきますようお願い申し上げます。

なお、御意見がない場合もその旨御一報くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 地方独立行政法人たつの市民病院機構の役員報酬等支給基準…（別添）
（変更内容）

賞与の年間支給月数を4.4月から4.5月に引き上げる。

	6月期	12月期	年間
令和5年度賞与（当初）	2.20月	2.20月	4.40月
令和5年度賞与（変更）	2.20月	2.30月	4.50月
令和6年度以降賞与	2.25月	2.25月	4.50月

（参考）

理事長及び理事の年間給与額

	変更前（当初）	変更後	変更額
理事長	10,577,200円 （内賞与3,137,200円）	10,648,500円 （内賞与3,208,500円）	+71,300円
理事	7,847,600円 （内賞与2,327,600円）	7,900,500円 （内賞与2,380,500円）	+52,900円

2 地方独立行政法人たつの市民病院機構役員報酬等規程
別添のとおり

3 改正日
令和5年12月1日

4 申出方法
事務局までメールにて申し出ください。

事務局：たつの市企画財政部企画課
沖田
TEL：0791-64-3031
FAX：0791-63-3786
E-mail：kikaku@city.tatsuno.lg.jp

地方独立行政法人たつの市民病院機構役員報酬等支給基準の変更について

この度人事院勧告において期末勤勉手当の0.10か月分のプラス勧告がなされた。
地方独立行政法人の役員報酬及び職員給与については、地方独立行政法人法第48条第3項及び第57条第3項で給与の基準は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、民間企業の従事者の給与、業務の実績等を考慮することとなっており、下記3点の事項により期末・勤勉手当の検討を行う。

1 国・地方公務員（たつの市）の状況

人事院勧告では、職員及び特別職の期末・勤勉手当が 年4.40月→4.50月
国家公務員及びそれに準じているたつの市において、令和5年12月では改正する方向で進めている。特別職、職員ともに期末・勤勉手当が 年4.40月→4.50月

<人事院改正内容>

年 度	6 月	1 2 月	合 計
R5 期末手当	1.20 月	1.20 月→1.25 月	2.40 月→2.45 月
勤勉手当	1.00 月	1.00 月→1.05 月	2.00 月→2.05 月
合 計	2.20 月	2.20 月→2.30 月	4.40 月→4.50 月
R6 期末手当	1.20 月→1.225 月	1.20 月→1.225 月	2.40 月→2.45 月
勤勉手当	1.00 月→1.025 月	1.00 月→1.025 月	2.00 月→2.05 月
合 計	2.20 月→2.25 月	2.20 月→2.25 月	4.40 月→4.50 月

2 他の病院の状況

他の公立病院においては、昨年度に引き続きコロナ補助金等により決算状況は良化している。令和4年度の医業収支及び経常収支比率では数値目標の面からも良好な状況である。なお、民間病院においては新型コロナの影響や物価高騰等もあり、病院の経営が悪化している。

3 経営状況

令和4年度は令和2・3年度に引き続きコロナ関連の補助金等があり例外的な状況であるが、通常の医業収益の増収を含めて純利益215百万円と経営改善がなされた。

令和5年度はコロナ5類移行に伴い補助金等も減少したため、過去3年のような利益は見込めないが、年度計画相当額の純利益は確保できる見通しである。

以上の状況から、令和4年度とコロナ関連の補助金だけでなく職員の努力により経営改善がなされているところであり、現在の給与ベースとなっているたつの市の動向、各病院の経営状況を踏まえ、令和5年度の賞与の率においては国及び市の基準と同様とする。また、役員についても同様とする。

(参考：影響額)

一人当たり 平均 約35,000円増加

人件費総年額 約5百万円増加

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
期末手当	2.60 月	2.55 月	2.55 月	2.40 月	2.45 月
勤勉手当	1.90 月	1.90 月	1.90 月	2.00 月	2.05 月
合 計	4.50 月	4.45 月	4.45 月	4.40 月	4.50 月

地方独立行政法人たつの市民病院機構職員給与規程改正案（抜粋）

改正前	改正後（R5.12月）
<p>第26条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の<u>120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第26条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の<u>125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>第29条 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>100</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>第29条 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
改正後（R6.4月以降）	
<p>第26条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の<u>122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	
<p>第29条 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	

地方独立行政法人たつの市民病院機構役員報酬等規程改正案（抜粋）

改正前	改正後（R5.12月）
<p>（給料） 第6条 2 賞与の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、受けるべき給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の<u>220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（給料） 第6条 2 賞与の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、受けるべき給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の<u>230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
改正後（R6.4月以降）	
<p>（給料） 第6条 2 賞与の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、受けるべき給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の<u>225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	

地方独立行政法人たつの市民病院機構役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人たつの市民病院機構給与規程（以下「給与規程」という。）、地方独立行政法人たつの市民病院機構非常勤職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当を支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員の例による。

(給料)

第4条 常勤の役員の給料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	給料の額（月額）
理事長	620,000円
理事	460,000円

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。この場合において、これらの基準日前1か月以内に退職し、失職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 賞与の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、受けるべき給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、地方独立行政法人たつの市民病院機構評

価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の20の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

4 第2項の賞与に係る在職期間には、たつの市職員が退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者のたつの市職員としての在職期間を含むものとする。

5 第2項の賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。
(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(給与の支払方法)

第9条 役員の給与は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅費)

第11条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(準用)

第12条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

(退職手当)

第13条 役員の退職手当については、支給しないものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する賞与の額に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の220」とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 令和4年12月に支給する賞与の額に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 令和5年12月に支給する賞与の額に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは「100分の230」とする。

令和5年度 上半期経営状況

I 収支概要

単位:千円

	R5 (4~9月)	R4 (4~9月)	対前年比
営業収益	1,133,132	1,253,040	▲119,908
医業収益	961,512	979,627	▲18,115
介護老人保健施設収益	0	55,921	▲55,921
訪問看護事業収益	20,597	21,635	▲1,038
居宅介護支援事業収益	5,171	6,347	▲1,176
運営費負担金収益他	141,616	185,958	▲44,342
その他営業収益	4,236	3,551	685
営業外収益	2,618	2,692	▲74
経常収益	1,135,750	1,255,732	▲119,982
営業費用	1,071,094	1,167,280	▲96,186
医業費用	1,011,485	1,018,185	▲6,700
介護老人保健施設費	0	88,673	▲88,673
訪問看護事業費用	23,073	23,544	▲470
居宅介護支援事業費用	6,306	5,623	683
一般管理費	30,230	31,255	▲1,025
営業外費用	3,424	3,447	▲23
経常費用	1,074,519	1,170,727	▲96,208
医業収支	▲49,973	▲38,558	▲11,415
介護老人保健施設収支	0	▲32,752	32,752
訪問看護事業収支	▲2,476	▲1,908	▲568
居宅介護支援事業収支	▲1,135	725	▲1,860
経常収支	61,231	85,005	▲23,774

※1

注)金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがあります。

※1 運営費負担金収益他に、資産見返補助金等戻入を含みます。

2 重要指標の状況

	R5 (4~9月)	R4 (4~9月)	R5年度計画	第1期中期目標期間 終了時の見込値
救急搬送受入率(%)	85.2%	82.1%	82.0%	80.6%
病床利用率(%)	82.0%	80.6%	90.2%	75.4%
入院診療単価(円)	39,648	39,960	31,780	45,851
外来診療単価(円)	9,638	9,733	8,600	10,937
経費比率(%)	13.0%	12.5%	12.2%	10.3%
材料費比率(%)	11.7%	13.9%	10.5%	14.8%
医業収益対給与比率(%)	73.1%	69.7%	77.6%	68.7%
経常収支比率(%)	105.7%	107.3%	101.0%	109.0%
医業収支比率(%)	95.1%	96.2%	92.2%	97.6%